

令和 6 年

富岡町議会会議録

第 6 回 定例会

12月18日開会～12月19日閉会

富岡町議会

令和6年第6回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 12月18日（水曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	10
○提案理由の説明及び一般町政報告	10
○一般質問	13
渡 辺 三 男 君	13
辺 見 珠 美 君	23
渡 辺 正 道 君	28
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	41
○散会の宣告	50
散 会（午後 1時42分）	50

第2日 12月19日（木曜日）

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	53
○出席議員	54
○欠席議員	55
○説明のため出席した者	55

○事務局職員出席者	5 5
開 議 （午前 9時00分）	5 7
○開議の宣告	5 7
○議事日程の報告	5 7
○会議録署名議員の指名	5 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 7
○追加議案の提案理由の説明	7 6
○日程の追加	7 6
○議案の一括上程	7 7
○提案理由の説明	7 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	7 7
○委員会報告	8 9
○動議の提出	9 2
○閉会の宣告	9 3
閉 会 （午前11時49分）	9 3

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第6回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和6年12月18日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 議案第64号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について
- 議案第68号 令和6年度富岡町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第69号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第70号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第71号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第72号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第64号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 5 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 6 6 号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について
議案第 6 8 号 令和 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 9 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 0 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 1 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 2 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 3 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 議案第 6 4 号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 5 号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 6 6 号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について
議案第 6 8 号 令和 6 年度富岡町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 9 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 0 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 1 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 2 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第64号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第66号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第67号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について

○出席議員（10名）

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	8番	高橋実君
9番	渡辺三男君	10番	堀本典明君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	斉藤一宏君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	猪狩力君
産業振興課長	原田徳仁君

都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡山支所長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼管財係長	新 田 善 之 君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大 和 田 豊 一 君
産業振興課 課長補佐	佐 藤 美 津 浩 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議事事務局局長	遠 藤 博 生
議事事務局幹 兼庶務係長	杉 本 亜 季
議事事務局事 務係主事	高 橋 優 斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程について、去る12月13日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から19日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和6年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付させていただきましたので、御覧いただくようお願いいたします。

次に、陳情書4件を受理し、この写しを委員会報告書の90ページから96ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても、文書をお手元に配付させていただき、報告といたします。

最後に、令和6年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 佐藤 啓 憲 君

5番 渡 辺 正 道 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

6 監第15号、令和6年12月18日、富岡町長、山本育男様。富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和6年8月、9月、10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和6年9月27日・10月21日・11月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第37号、令和6年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)12月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③議員派遣報告について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和6年12月13日午前8時50分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。条例の一部改正案件3件、条例の廃止案件1件、補正予算案件6件、合計10件。(2)12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月18日から19日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。

(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情4件について、議会事務局長より説明を受けた。③議員派遣報告について、議員派遣報告について議会事務局長より説明を受けた。④その他。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） おはようございます。報告第38号、令和6年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第220号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第220号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過、回数、第1回から4回につきましてはお読み取りください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第220号の編集について。とみおか議会だより第220号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、とみおか復興ロードレース大会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来のインタビュー形式では

なく、令和6年度より施設の管理が福島県から町へ委託された滝川ダムについての概要や写真を掲載することに決した。とみおか議会だより第220号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。

第4回、(1)とみおか議会だより第220号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第39号、令和6年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審議した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年8月・9月・10月分）について。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）福島第二原子力発電所関連、主な建設工程について、（3）その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和6年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。委員からは、委員会資料作成時に報告内容の精査を

するよう要望が出されたほか、町においても東京電力の作業人員の現状把握をする必要がある旨の意見が出された。2、(1) 東京電力(株) 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、デブリ取り出しの際の機器や設備に対する質疑や、発電所構内において発生した事故に関する詳細を求める質問、作業を行う際の設備や職員の装備について要望が出された。また、答弁保留案件についての回答は全委員に行うよう委員長からの申入れがあった。(2) 福島第二原子力発電所関連、主な建設工程について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。委員からは、各建設工事の契約についての意見と要望が出された。3、その他。委員から、賠償関係のトラブル等の声があることや東京電力と町とのデータのすり合わせをすること、資料作成の際は読み手に伝わりやすい表現をしてもらいたい旨の要望があった。4、その他。

終わります。

○議長(堀本典明君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番(高橋 実君) 11ページの公有財産の行政賠償、支払総額100億円からのやつ、これそっくりそのままあるのか、いろいろ使って残高何ぼになっているのだから教えてください。

○議長(堀本典明君) 7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長(宇佐神幸一君) 登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(宇佐神幸一君) ただいま8番議員より質疑が出ました。この内容的

なものは、記載したとおりの調査を行いました。あと細かいものについては、基本的に委員会内でのお話、また委員のお話については一応原則非公開でございますので、細かいことはお話しできませんが、ただ委員会としてはこのとおりの報告いただいておりますので、これ以上について細かい場合は関連等またいろいろ、所管の関連等のお話等で質疑を出ささせていただければより正確的なものがお話しできるかと思っておりますので、よろしくご配慮ください。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 委員長報告はそれはそれで仕方ないけれども、ここに数字出てきたやつが残高ぐらいは、委員長ができないのであれば執行部で分かる人いるわけだと思うのだけれども、答弁願えません。

○議長（堀本典明君） 総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 申し訳ありません。今資料がこちらにございませんので、後ほどお答えしたいと思います。申し訳ありません。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） では、財政係長が担当していると思うのだけれども、お昼前まで残高だけ教えて。

○議長（堀本典明君） 午前中のうちに資料をまとめて報告お願いいたします。

ほかに質問ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対し質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。令和6年第6回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、9月13日に開催された復興庁内に設置されている復興推進委員会の下部組織である第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ及び10月8日に開催された意見交換会に出席し、避難指示解除の時期によって自治体への支援に差を生じさせないこと、早期に第2期復興・創生期間以降の基本方針を示すこと、今後も国が前面に立って被災地を支援することを強く求めてまいりました。福島復興・再生特別措置法に明記されているとおり、当町を含む福島の復興・再生は、原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえて行われるべきであり、引き続き国に対して被災地の復興・再生にしっかりと責任を果たすよう強く求めてまいります。

政府が残された課題としている特定帰還居住区域制度の対象外となる帰還意向者の生活圏以外の土地や建物、事業用地等については、地元の意向を十分に踏まえた具体的な方針を速やかに示すことを国に継続して求めてまいります。一方で、避難指示解除の根幹である除染及び建物解体の対象となる特定帰還居住区域の追加に取り組むため、今月下旬に第2回帰還意向調査を実施いたします。また、来月中旬には、両地区内の除染等の進捗状況や第2回帰還意向調査の実施について、地域の皆様に説明するための第6回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会を開催いたします。今後も「帰還困難区域の再生なくして、ふるさと富岡の真の復興なし」の信念の下、国、県及び関係機関との連携を密に、当該区域の復興・再生に全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、第三次災害復興計画の進捗について申し上げます。昨年度開催した10回のワークショップ及び4回の骨子案検討委員会、今年度開催の5回の政策化会議において検討を重ねた現時点での素案を先の全員協議会において議員の皆様にご説明し、貴重なご意見をいただきました。今後は、来月下旬に実施するパブリックコメントでのご意見を踏まえ、今年度末までの計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、（仮称）第二産業団地整備事業について申し上げます。町は働く場の確保、帰還と移住定住の促進を図るため、昨年4月に避難指示解除となった地区において、町内2か所目となる産業団地の整備事業を進めております。今年度は、物件補償調査業務と実施設計業務を進めるとともに、地権者との用地交渉を行っております。また、計画地の大半が農用地であることから、去る11月15日に富岡町復興整備協議会を開催し、農用地利用計画の変更と大規模な農地転用に必要となる土地利用方針の変更について、国から同意を得たところです。復興創生を牽引する企業が進出しやすい環境整備を進

め、双葉地域全体への経済波及効果をもたらすよう事業を進めてまいります。

次に、公園の整備等について申し上げます。公園事業については、日常の維持管理に加え、公園利用者の利便性向上を目指した事業を進めております。夜の森地区については、夜の森公園や夜の森つつみ公園と周辺公園との一体利用を促進するため、公園整備構想の策定を進めております。今後、この構想に基づき計画的に整備を進め、夜の森地区の魅力向上に努めてまいります。また、富岡地区については、高台公園である富岡公園の特徴を生かし、多くの方々にその眺望を楽しんでいただけるよう、公園南側の斜面に進入路を整備しております。完成後は車両で高台へ上ることが可能となることから、利用者の増加を期待しております。

次に、これまで開催されたイベント等について申し上げます。10月6日には、町総合スポーツセンターを発着点にして、第7回とみおか復興ロードレース大会が開催されました。大会は親子から一般まで全11部門で行われ、時折小雨が降るコンディションではありましたが、県内外から参加した約600人のランナーが健脚を競い、秋の富岡の風景を感じていただきました。前回に引き続き、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんが特別ゲストとして参加され、スタート地点でエールを送り、ゴール前の長い上り坂ではランナーを励ましながらハイタッチや伴走するなど、大会を盛り上げていただきました。

10月19日に開催されたとみおか・いわきふれあいフェスタ2024には、富岡町民や多くのいわき市民の皆様にもご来場いただき、今年もにぎやかな交流の場を持つことができました。今年、衆議院議員選挙期間中の開催となってしまったため、平日の作品展を中止することとなりましたが、来場者からは「年々すてきな作品が増えている」など、うれしい声が届いており、改めて出品者をはじめ関係各所のご協力に感謝申し上げます。

10月20日には、町総合スポーツセンター多目的広場において、72名の消防団員の出動の下、令和6年度秋季消防団検閲式が行われました。当日は、末永団長の訓示の後、通常点検や分列行進を行い、団員一同の団結と士気向上を図るとともに、火災や犯罪から地域を守る決意を新たにいたしました。

10月26日には、町立富岡小学校、中学校による学習発表会「第5回永桜祭」が開催され、児童生徒の皆さんが日頃の学習の成果を発表しました。中学生による総合的な学習の時間の発表や太鼓演奏、よさこい演舞、小学生による群読やダンス、合奏など、当町の未来を担う子供たちのひたむきな姿に私自身強く感動し、詰めかけた保護者の方々からも惜しみない拍手が送られていました。

11月9日には、富岡秋まつり2024が開催されました。今年で第94回目となる伝統の富岡えびす講市をはじめ、数々のイベントが一堂に催される新たな試みで、町内外から約6,000人の来場者がありました。伝統ある秋の催しと新たな行事が融合した未来志向の取組であり、町といたしましては今後においても関係機関とのつながりを密にし、官民一体で関係人口、交流人口の拡大を図り、地域のにぎわいづくりに努めてまいります。また、同日には富岡町文化芸術祭及び作品展が文化交流センター「学びの森」で開催され、町内9団体が日頃の芸術文化活動を披露し、来場者から温かい拍手が送られま

した。作品展には町内外から約80点の作品が集まり、併催された福祉まつりの展示とともに来場者の注目を集めていました。

11月17日には、毎年恒例の第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会「ふくしま駅伝」が開催され、ふるさと富岡の思いを背負った16人のランナーが力走し、多くの町民に勇気と感動を与えてくれました。改めて出場された選手の皆さんの健闘に敬意を表するとともに、選手をサポートしていただいた皆さんや応援していただいた皆さんにも深く感謝を申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、条例の一部改正案件3件、条例の廃止案件1件、令和6年度富岡町一般会計補正予算をはじめ、5特別会計の補正予算案件6件の計10件の議案等を提出しております。詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、9番、渡辺三男君の登壇を許します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私9月に引き続き質問させていただきますが、まず1、特別養護老人ホーム桜の園の利用状況について。（1）、第4回定例会において一般質問の中で、利用状況については現在35名前後の入所で推移していると回答がありましたが、3か月を過ぎた現状の利用状況をお教えてください。

（2）、入所基準については、入所検討委員会の会議の中で入所の必要性の高い人を優先し順位を決定するとなっているが、改めて詳細な説明をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 9番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、特別養護老人ホーム桜の園の利用状況について。（1）、第4回定例会において一般質問の中で、利用状況については現在35名前後の入所で推移していると回答がありましたが、3か月を過ぎた現在の利用状況は、についてお答えいたします。第4回定例会で議員よりご質問のありました特別養護老人ホーム桜の園の利用状況については、令和4年3月の開所時に養護老人ホーム東風荘から11名の方

を受け入れ、その後は35名前後で推移し、本年9月時点では30名の入所者数であることをご報告したところでありました。現在の入所者数については、9月時点と変わらない方々で30名であります。また、定例会後に行われた入所判定会では、新規入所者2名を受け入れることとなりましたが、いずれの方も医療機関への入院となったため、体調が回復次第入所となる予定です。

次に、(2)、入所の基準については、入所検討委員会の会議の中で、入所の必要性の高い人を優先し順位を決定するとなっているが、改めて詳細な説明をお願いしたい、についてお答えいたします。施設の入所につきましては、入所に関する基準等を明示することにより、入所決定過程の透明性と公平性を確保し、真にサービスを必要とする方の円滑な施設入所に資することを目的に、国の省令により都道府県が定める入所に係る指針が示されています。福島県においては、平成15年3月施行の特別養護老人ホームの入所に係る指針により、入所対象となる基準や入所順位の決定手続を示しております。入所を希望する方においては、まず対象基準になっているかを判断した上で、入所順位として本人の心身の状況及び介護者の世帯状況や介護にかかる負担、また介護サービスの利用状況などを本指針の参酌基準表に基づき数値化したものをもって、入所検討委員会において合議制により決定することとなっております。また、入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員及び第三者委員等で構成し、特段の必要性がある場合を除き、おおむね3か月に1回開催することとなっております。桜の園においてもこの指針にのっとり入所判定を行っているところでありますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町長ありがとうございます。冒頭で言ったように、9月に同じような質問で出しておりますが、時間足らずで終わってしまったものですから、再度聞き直させていただきます。

1の(1)については、現在の利用状況ということで、9月と同じで35名程度で推移しているということなのですけれども、はや2年がたとうとしているのだと思うのです。本来入所者が少ない、いないというのはあれでしょうけれども、少ないというのはこういう施設にとっては多分いいことなのだと思うのです。それだけ町が健康だということになるのかなと思うのですが、ただ48名ですか、あとショートステイが2名ということで、それだけの施設を準備しながら、2年がたとうとしている中で35名で推移しているというのは私理解できないのですが、後々出てくるかと思うのですが、施設の考え方、県の指導とかいろいろあるのだと思うのですが、ただ、今入りたい人は全国的にいっぱいいると思うのです。検討委員会でどの程度を考えて入所させているのかが私は疑問だと。先ほど町長の答弁でもありましたように、9月以降2名が決定したが、入る前に病院に入院になったということで増えていないという発言ありましたが、その辺の考え方といいますか、この地方、原発事故で一番もう体にこたえたのは年配者と子供だったのかなと思うのです。そういう年配者が富岡町内にいれなくて各地方に飛び散って、やっと6年で解除になりぼつぼつ帰ってきた中で、まだまだ帰れない人もい

るのかなと思うのですが、その病状で苦しんでよその施設に入っている人たちが多分富岡に戻りたいという人も数多くいると思うのです。そういう人の心のケアを考えた場合に、一番早く連れてくるのが私は順番なのかなと考えているのですが、どう考えているのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

初めに、48名の定員に対して現在も35名前後の入所者であるというところでございますが、こちらにつきましては、当初この施設設置計画に当たりまして、最初から48名満床になるよという計画ではなく、一般的な流れといいますか、例を踏まえながら計画を立てたところでございます。具体的には、令和3年は準備期間でございましたので、令和4年度、令和5年度においては27名程度、それから令和6年度を含めた3年間、6、7、8につきましては35名というようなところで、最終的には定員に達するまで延ばしていくというような計画を立てているところでございます。こちらの計画の設定につきましては、私も福祉課に参ったときに不思議に感じましたので、県にも確認をしたところ、こうしたやり方が一般的でありますというようなところで、正常な範囲で動いているのではないかというようなお言葉はいただいたところでございます。

あと、この被災で大変だったのはお子様、それから高齢者ということでしたが、お子様につきましては学校などを含めた環境の変化、それから高齢者につきましては従来ずっと富岡でお住まいになられていた、それが避難を重ねるごとに、複数回重ねることによって環境の変化による体調の変化など、そうしたことが原因で不調になっていることは、たくさんの方がいらっしゃるということは重々承知しているところであります。できれば生まれ育った富岡町でというようなところは、私どももそのように思いますし、できるだけその意向に沿った形では対応していきたいと考えております。ただ、前回は触れたところではあるのですが、環境の変化によって健常者においても不調を来すというようなことが多々ある中で、施設入所をなさるような、体調にもともと、心身の状況があまりよくない方が無理に移動するということに関しては、さらなる体調不良が実際見受けられるというようなことがございますので、その辺りは富岡町の施設に戻っていただくにしても慎重に判断してまいりたいと考えます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。慎重な対応だということは理解するのですけれども、ただ民間の施設であればとてもこんな推移でやっていたら運営が成り立たないと。せっかく膨大な投資をして部屋を空けておくわけですから。ただ、それを解消したらすぐに1、2か月で満床にするということではなくて、半年、1年くらいかけて徐々に上げていくよというのだったら話分かりますけれども、もはや2年ですからね。普通民間の施設だったらもうバンザイしてしまいますよ、こんなことやっていたら。ただ、考え方としては理解はできます。ただ、どれだけ時間かけるかということですから、これ2年も3年も4年も時間かけて満床にするのか。そう考えていくと、本当に入りたい人

も、先ほど言ったように、もう入院して帰ってこれないような状況が生まれる可能性も私は大だと思
うのです。自分の身で感じ取っているのが、私自分の身で感じ取っているっておふくろです。施設に
面倒見てもらうとやっぱり長生きします。それだけ信念を持って慎重に皆さん介護してくれていると
いうことだと思ふのです。どうしても自分のうちだと親だ子だということではいろいろ届かない部分も
出てきます。そういう意味で、私は一人でも多く救済してほしいということなのです。だから、課長
の言っていることは十分もう承知しているのです。だから、それをどれだけの期間の中で満床にして、
満床にしていくというのちょっと言葉私もおかしいと思ふのですが、できれば施設に入る人が少ない
ほうがいいわけですから、ただ入りたい人いてもはじいていくような行政では私はまずいのかなと思
うのです。そういう信念だけで質問しているのです。だから、県に問い合わせさせていただこうだ、そん
なのは県の考えだし、町の考えはどうなのだとということなのです。どうですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） また計画という言葉を使わせていただきますけれども、施設の設置に当
たってはやはり無理のない計画、そういったものに基づいて計画されるのは通常だと思います。ただ、
それがそのスピードでいいのかというところではございましたけれども、私どもも施設運営を受任さ
れた事業者につきましても、あくまで計画でありますので、それに基づき、または……計画、すみま
せん。先ほどの答弁で、令和4年度、5年度につきましては27名というような数字を出したところ
でございましたが、実際令和5年度には一時期37名程度の入所者数を受け入れていたということで、計
画よりも10名程度多いような状況の受入れもしていただいたところではございました。これは、我々も
事業者の皆様も必要な方に入所していただきたいということでご努力いただいた結果、37というよ
うな数字まで伸びたのかとは思いますが、その後、35名前後では推移できておりますので、おお
むね私どもとしましては計画的にも、それから入所者様の安全を図った上での運営のためにも私ども
としては適正であるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 48名に対して35名が適正ということなのですが、それが適正かどうか私理解
に苦しむのですけれども、では35名に対しての介護する職員が私は適正だと思っているのです、逆に
ね。逆に。それが40名とか45名になったら職員を増やさなくてはならないということで、なかなか増
やせないというのであれば私も理解はできるのです。20キロ圏内、こういった施設、大半が人員不足
で困っています。こういった施設だけではなくて、あらゆる、商店街とかそういう部分でも人員不足
で困っているような状況が生まれています。そういう状況の中で四苦八苦しているのであれば理解は
できるのです。例えば48床を埋めるための人員がいるとすれば、それは適正だと私は思わないので
すが、その辺はどうなのですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 職員数につきましては、現在、28名で運営しているところであります。

これはもちろん法定の設置基準を満たしているものでございまして、ただ、今の設置基準、28名からしますと、上限としては45名までの入所者にしか対応はできないことになっております。ですので、48名、満床にすることはできないような現状でありますけれども、現在の職員数につきましては当初の計画ですとかそういったことに基づいて現在の数となっておるところであります。今後増員はしていく計画でございまして、併せて職員の数を増やしていくということをしてございまして、職員数、入所者数のバランスとしても現時点では取れているものと思っております。

また、議員おっしゃるとおり、現在の人手不足、特にこの地域においてはどの業種においても大変なことは重々把握しておりますので、そういった点で、この施設にそういった人員不足による入所ができないというような状況にならないように、施設受任者とは連絡を密にして、その対策計画などをこれから今後も推進してまいりたいと考えます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 人員については45名までは入所できる職員を確保しているということで、あと10名くらいはベッド数埋めてもいいとなっておりますから、これは正当な数字なのかなと思います。努力した結果が出ているのかなと思います。ただ、そう言いながら、何回も繰り返すようですけども、もう2年もたとうとしている中で35名くらいで推移しているというのはやっぱり理解できないのです。民間ではもうこんなのでは運営できません、赤字経営で。そういった中から考えていくと、本来この施設は30名以下の施設を造ろうということで始まった施設なのです、当初は。30名以下というのは、町内の人たちを優先で入れられる施設ということなのです。それがどうしても30名では少ないということで、広域から入れるようになって50名くらいのを造れば何とかなるだろうということで膨れ上がった施設だと思うのです。膨れ上がったゆえに、町内の入居者が少ない、入る人が少ないのか、町内の人々がどれだけ入っているか数字的には分からないのですが、その辺を報告できれば教えてください。町外が何名、町内が何名ということで。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 現在の30名に対しまして、町内の方は25名であります。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町内が25名、町外が10名ということだ。分かりました。割かし町内の人、優遇されていると言ったらおかしいですけども、それなりにやっぱり富岡の施設に入りたいという人が多いのかなと思います。そういうことである程度酌み取ってもらっているのかなと思います。その辺は理解します。ただ、私の聞く範囲だとやっぱり、これ次の（2）にも関連するのですが、身近な人が入っていると。身近な人というのは、これいろいろ聞いた中ですけども、職員に関連する人とか、議員に関連する人とか、世間のうわさではそういう話も出ていますので、そういうことはないでしょうね。今情報保護でなかなかそういう名簿見ることもできないので、中身までは分からないのですけれども、行政だから私らも信頼していますけれども、そういううわさが立つというのはやっぱり

そういう何かがあるのかなと。情報保護で隠しているつもりがあっても、職員の人たちがしゃべる部分もいっぱいあるかと思うのです。そういう部分で、行政では胸張って言っていただければいいのですけれども、そういう間違いはないですよということで。どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 今おっしゃられました議員ですとか職員とか、そういったこと私耳にしたのはこれが初めてでございました。また、後段につきましても、そのようなことはあり得ないと考えているところでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私もう半年も1年も前からそういうこと耳にしているし、最近もやっぱり近い人が入ったなんていうことも聞いております。状況をいろいろ聞いてみますと、まさにそのとおり入っているのです。だから、審査委員会、何を見て審査しているのですかということになるのですけれども、病状だけを見れば当然介護3以上、入る権利は十分持っている人だと思います。前回は数字上げてもらいましたけれども、特例入所は2名ですか、2名いましたが、そんなに特例入所させられるものではないですからね。その辺をやっぱりうわさ的にも出ないように、うわさというのは中から出てきますからね、外から出るのではなくて。その辺を十分気をつけていただきたいと思うのですが、その辺は再度確認してみてください。名簿出せるのであればぜひ名簿出してほしいのです。名簿出せば一目瞭然と分かりますから。介護保険が適用になってこういう制度が導入されたとかいろいろありますけれども、そもそもそういう制度の一番根幹にあるのが自宅介護ですので、だから自宅で介護できる人はできるだけ介護をお願いしますよと、施設介護はできるだけ避けてくださいと、施設の建設ももうあまり造らなくしますよということで介護保険が導入になったのかなと、この考え間違っているかもしれないのですけれども、私はそういう理解していたのです。その辺はどうでしょう。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議員のご理解はそのとおりでございまして、国としても施設からむしろ地域へ移行というようなことがうたわれておりますので、できるだけ地域においてこれまでどおりの生活をしていくことが幸福、幸せにつながると言われておりますので、その観点で私どももやってまいりますし、入所につきましてもその判定に当たってはそういった部分も含めての審査委員会とはなっておるところでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

それで、名簿を出せるのであれば出してくださいという話だと思うのですが、情報保護で無理だよという話になるのかなと思うのですが、本来は我々はそういう名簿きちっと出してもらわないと議会制民主主義が成り立っていかないのです。みんな黒塗りにされたのではね。その辺の考えはどうお考

えですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） それにつきましては、なお関係部署と協議はいたしますけれども、今私この場で回答するとすれば、公開はできないと考えるところでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この場で単独では公開できないというお答えいただきました。関係部署と協議した結果はまたその後で回答できるということですね。ぜひ検討してみてください。でないとも我々のいる意味がなくなってくるので、よろしく願います。これで（1）に関しては終わります。

（2）の入所基準についてということなのですが、1番と同じようなことになってくるのですが、入所の必要性の高い人を優先し順位を決定するとなっているが、改めて詳細を説明してくださいということで質問しました。入所基準については、いろいろ条例の中でも決まっているようです。その中で、先ほど言ったようにやっぱり自宅介護がメインということで、自宅で見える人がいるかどうかが一番の問題なのかなと思うのです。そういう中で、自宅で息子たち夫婦が、十分見る体力も財力もある人たちがもう随分入っているのです。そういうことになると、入所基準の根幹はどこにあるのかということなのです。病状とかいろんな部分で介護3以上ということは間違いのないわけですから、介護5になればもう自力で歩くこともできないような人だと思えます。そういう人でも、例えば子供が健在で、うちでもう退職しているという方は本来であれば見れるはずなのです。これ子供まで遡って、孫、ひ孫までは遡れないとしても、子供ですから十分見れると思うのです。そういう人の親が介護3とかそのくらいで入っているというのは私理解できないのです。ましてや行政の施設ですから。行政の施設は本当に困っている人たちを入れていかないと、民間の施設では金額が高くなってしまって普通では入れられないような状況に今なっています。そこで、ではどうやって救済していくのだというのと、やっぱり行政なのかなと私考えるのです。それで、優先順位の考え方も条例の中でもうたっていますし、考え方は分かるのです。だけれども、順位で一番先に行くのはやっぱり見れる人がいるかどうかだと思えるのです。見る人がいるかどうかではない、見れる人がいるかどうか。その辺だと思えるのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 入所判定会、私も判定員の一人でもありますけれども、その中で、介護者の状況についてもよく検討はされます。議員おっしゃるとおり、健常なお子さんであれば通常であれば見れると考えるのは通常であると思えますけれども、今この状況におきまして、例えば日中はお子さんが仕事に出て高齢者一人になってしまうのですとか、また遠方でたまに親御さんに会いに来るとか、そういった親と子の関係というものもあったりして、そういったところは勘案するところでございます。また、そもそも入所基準というところでございますけれども、先ほど町長答弁にありましてとおり、参酌基準表におきましては大きく分けて本人の状況、介護者の状況、それから介護サービス

の利用状況という大きな項目がございます。本人の状況におきましては、暴行や暴言、介護への抵抗、目が離せない、不潔行動など、細分化された22の項目がございます。また、介護者の状況におきましては、介護者があるか否か、介護者の疾病や高齢の状況、介護者への家族の協力状況など7項目でございます。それから、サービスの利用状況につきましては、居宅サービスの利用状況と、入院している場合においては退院が求められているか否かの2項目というような項目でもって、そこは数値化したものをさらに具体の検討ということになってまいりました。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私の重要視する部分が順位の中で低いのです。介護者がいるかないかという部分が。あと、点数でいってもあんまり高くないのです。点数つけていくに当たって。そういう部分で狂いが出てくるのかなと思うのですが。入所の順位決定についてはということで、入所検討委員会、施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員となっているのですが、行政そのもの、例えば課長、福祉課長なら福祉課長は中に入っていないのですね、これね。一番は生活相談員、介護職員、介護支援員ですか、この辺の意見が一番強くなるのかなと思うのですが、その辺の指導力が足りないのかなと私思うのです。その辺はどういった教育しているのか。教育といっても、こっちは専門職になりますから、なかなか課長から教育はできないと思うので。ただ、一般論での教育はできると思うのです。本当にその家庭では見れる人がいないのか。2人がしっかりしていて、見る気であれば十分見れるのかとか、そういう見極めをはっきりしてくださいとか、そういう指導はできると思うのです。その辺の指導をする場があるのかどうか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 入所判定委員につきましては、町長答弁にもあったとおり、第三者委員ということで私も所属しているところでございます。それで、あと議員おっしゃるとおり、私どもからの指導といいますか、そういったことは、技術的な部分ですとか専門的な部分からは指導などではできないものはないのですけれども、むしろ専門外であるということから、専門職が陥りがちな、もう一点しか見えないようなところではなく、違った角度から意見を出すことは可能かと思っておりますので、そういったところでは判定会においては話しているつもりであります。

あと、議員が思っている部分の配分が低いのだというようなお話もありましたけれども、この参酌基準表は冒頭からありますとおり国、県、全国的に統一した様式でやってございますので、この部分はどうにも変えることはできていけないと思っております。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

今最後の答弁なのですけれども、国、県は条例でそういった状況になっているのだと思う、それに準じているのだと思うのですが、これは運用の仕方でも町の考え方も出してもいいのかなと私思うのです。だから、その辺をぜひ今後お考えください。よろしく申し上げます。

あと、一番問題なのは、前回の質問の中でも言いましたが、ある入れてくださいよとお願いしている方が窓口にお願いに行ったら、あなたは今施設に入っているのだから、ではこっちに入りたかったら、入れてほしかったら、そちらの施設に行って謝ってきてくださいと言われて、謝ってくれば入れてもらえるものだと思って、そっちの施設に行って謝ってきたそうです。それで、その足で帰りにこういうことで謝ってきましたのでぜひ入れてくださいと言ってもなしのつぶてだと。介護相談員とか、もろもろの人にいろいろ言うと、あなた元気なのだから入れるはずがないでしょうと、こういう答えが返ってくるというのです。これ真実なのです。謝ってきたのも真実だし、謝って帰りに回ってお願いしますと言ってもなしのつぶてだと。多分よその施設に入っているから、これも点数制で点数がぎゅっと低くなるのだと思うのです。そうだとすると入れないにしても、そういうやり取りはあっていいのか悪いのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まず答えから申し上げますと、そのようなやり取りはあってはならないものと思います。9月でその話を伺ったところではございましたが、大変申し訳ありません。その後、その事実についてまだ確認はしていない状況でございます。といたしますのは、言った言わないもありますでしょうし、言葉が違って伝わっているような状況もあるかとは思いますが、議員もそういったことを明確に申されておりますので、その辺りは今後施設の職員に確認する必要があるかなと思っておりますので、現時点では確認したわけではございませんが、今後そのようにしてまいりたいと思います。

また、私聞かなかったことの原因の一つとしては、そのようなことを言う職員はいないと思っておりますので、9月以降確認は取っていなかった次第でありました。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そのような職員はいないと確信しているという答弁いただきましたが、では私がうそを言っているということなのですね。それはそれでいいですけども。結局こういう重要なことを前回質問の中で時間足らずで質疑応答できなかったということで、私一番やっぱりこういうことはあってならないと思って今回も同じ質問出したのです。3か月の間に、幾ら信頼しているからと云って、信頼している中での確認というのもあっていいのかなと私思うのです。もうこれは現実ですから、事実ですので、そうやって曇った目で見ないように、やっぱり何かあったらきちっと確認して、そこでなかったら最高なのですから、私もなかったらきちっとした上で謝りますので、そういうことで今後進めていただきたいと思います。

1番からずっとつながっていますので、やっぱり夫婦2人で十分見れる家庭の人が介護3くらいで入っている人もいます。それで、1人で一生懸命働きながら介護施設に入ってもらっても洗濯物取りに行ったり、また置きに行ったり。まだ働かなくてはならないから、何とか近くで面倒見てもらえば洗濯物取りに行ったり、置きに行ったり助かるという人もいっぱいいると思うのです。

あとは、行政は多分恵まれているのかなと思うのです、金銭面でも。そういう部分でもいっぱいいると思うのです。そういうことをきちっと考えていただきたいというのが私のお願いなのです。今後どういう考えでやっていただけるか、その辺もう一回お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まず、9月の定例会以降私が行動を起こさなかったことにつきましては、大変申し訳ございません。議員おっしゃるとおり、よい結果、悪い結果、いずれになろうとも確認はすべきだったと思います。ですので、今後そのようなことは事実確認を行ってまいりたいと思います。また、施設入所全般におきましても、知見をさらに深め、適正な入所、それから入所の要望などを的確につかんでまいりたいと考えます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私に強く訴え出てきている人がこういうことを言っていました。もう町には一切私は協力しないと、そういうことを言っていました。それで、いろんなことがあって、土地買収の件で県でも通ってきて、県の職員にも言ったそうです。私は行政に裏切られたから、一切協力しないと。私は、1週間に1回ずつ行ってお願いしても聞いてもらえないと。県でも判こ欲しかったら、せめてだよ、せめて1週間に1回お願いに通ってこいと言ったそうです。県では、言われたとおり通ってきたそうです。3回目には、分かったと、あなたらきちっと私の言ったことを本気にして来てくれたと、分かった、判こ押しますと押したそうです。これは、やっぱり町にとっても一大事業、そういう中で町民は冷静に判断してくれているのです。だからこそ、私もこういう席でこういうことを言わざるを得なくて言っているのです。ましてや生き死にに関わることで、ぜひその辺を心から思って判定委員会を開いていただきたいと。これ最後になりますから、町長、今までの質疑応答の中でどういった考えを持ちましたかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員と福祉課長のやり取りを聞きまして、まさに議員おっしゃるとおりの部分もあるのだろうとっております。そして、我々は行政の立場で公平、公正に判定委員会を開いて、それできちりやっているものと私も確信はしておりますが、なお抜けている部分、それから職員の対応の部分でご迷惑をおかけするようなことがあれば、これはきちり反省し、真摯に受け止めて直していかなければいけないと考えますので、今後とも気を緩めることなく、こういった面に向かっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 町長ありがとうございます。福祉課長と嫌な部分のやり取りしましたが、私も全て疑って話ししているわけでありませぬので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

10時35分まで休議いたします。

休 議 (午前10時23分)

再 開 (午前10時35分)

○議長(堀本典明君) 再開いたします。

先ほど委員会報告の中で8番議員からご質問あった件、答弁ができるようですので、総務課長補佐、答弁をお願いします。

総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長(新田善之君) 先ほどの8番議員の質問に対してお答えいたします。

令和6年度分につきましては精査中ですので、令和5年度分についてお答えいたします。行政賠償金につきましては町勢振興基金に積み立てているため、その残高は町勢振興基金の残高ということになります。令和5年度分の行政賠償金につきましては約103億円で、町勢振興基金の残高としましては約78億円ということになっております。

○議長(堀本典明君) 続いて、2番、辺見珠美君の登壇を許可します。

2番、辺見珠美君。

[2番(辺見珠美君)登壇]

○2番(辺見珠美君) ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

それでは、大きな1番、移住者に対する補助制度について。(1)番、現在富岡町では、移住者向けの施策として、物件の貸主に対して家賃低廉化補助制度が存在しているが、今年度の利用者実績を教えてほしい。

(2)番、近隣町村でも同じような家賃補助の制度はあるが、貸主、借主の負担が少ない取組の仕方をしているように感じる。現在の富岡町の補助制度について、移住者を増やしていくために内容を改善したほうがよいと思われるが、町の考えを伺いたい。

次に、大きな2番、富岡町のファミリーサポートセンターについて。(1)番、ファミリーサポートセンターを富岡町も再開するとのことで、会員募集がホームページ等で広報されていたが、今年度の依頼会員と提供会員の募集目標数を教えてほしい。

(2)、ファミリーサポートの役割を実現する上で、提供会員を増やし、いつ依頼会員から依頼があっても万全な体制を構築する必要がある。そのためには、双方の会員を増やすために徹底した周知を基にした会員養成が必要だと思われるが、現在の状況は周知不足のように感じる。町としてはどのように考えているのか。

以上4点についてよろしくをお願いします。

○議長(堀本典明君) 2番、辺見珠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 2番、辺見珠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、移住者に対する補助制度について。（1）、現在富岡町では、移住者向けの施策として、物件の貸主に対して家賃低廉化補助制度が存在しているが、今年度の利用者実績を教えてください及び（2）、近隣町村でも同じような家賃補助の制度はあるが、貸主、借主の負担が少ない取組の仕方をしているように感じる。現在の富岡町の補助制度について、移住者を増やしていくために内容を改善したほうがよいと思われるが、町の考えを伺いたい、については関連がありますので、一括してお答えいたします。町は、帰還と移住、そして定住を促進するため、空き家となっている戸建てや集合住宅を有効活用した住まいの確保支援事業を令和4年8月に開始し、国の復興予算を活用できる移住者はもとより、帰還を望まれる町民の皆様の住環境も確保する観点から、町単独費により帰還者も対象者としております。ご質問の今年度における貸主に対する家賃低廉化補助につきましては、物件登録などに関して30件を超える相談を受けており、このうち10件程度が申請に至る見込みであります。家賃低廉化補助のこれまでの実績につきましては、本事業を開始した令和4年度の実績はなく、令和5年度は1件と活用が進まなかったことから、今年度においては集合住宅における居住要件の5年から3年への緩和や貸主への支払い方法を年度末一括から四半期単位を可能にしたこと、不動産仲介事業者の範囲について、町商工会に加入する事業者に町内に物件を所有する事業者または町内の物件を管理する事業者を追加するといった本事業の活用を促進するための運用の見直しを行うとともに、より一層の分かりやすい周知、広報に努めたことで相談や申請見込みが増加しているものと考えております。一方、本町における不動産市場は、事業者の皆様のご努力により徐々に活気を取り戻しつつあるものの、売買や賃貸借に供することのできる建物がなかなか市場に出回らない状況であり、物件供給の促進が課題となっておりますので、貸主、借主の希望に精通している不動産仲介事業者のご意見が肝要であると認識しております。町といたしましては、今年度行った制度運用の見直しにより、相談や申請見込みが増加している現状を踏まえ、一定程度はニーズに応えることができていると考えておりますが、不動産仲介事業者等のご意見を参考にしながら、持続可能な住環境の提供を通じたさらなる帰還と移住の促進に取り組んでまいります。

次に、2、富岡町のファミリーサポートセンターについて。（1）、ファミリーサポートセンターを富岡町でも再開することと、会員募集がホームページ等で広報されていたが、今年度の依頼会員と提供会員の募集目標数を教えてください及び（2）、ファミリーサポートセンターの役割を実現する上で、提供会員を増やし、いつ依頼会員から依頼があっても万全な体制を構築する必要がある。そのためには、双方の会員を増やすために徹底した周知を基にした会員養成が必要だと思われるが、現在の状況は周知不足のように感じる。町としてはどのように考えているのか、については関連がありますので、一括でお答えいたします。まず、ファミリーサポートセンターの依頼会員と提供会員の募集

目標についてであります。現在、町内居住者として報告されている人口は2,500人ほどであり、また単身世帯が多いことにより申請者は少数であると考えていたことから、募集目標数は設定せず、今年度は本体制への理解醸成を図り、スタートすることを目標としておりました。また、ファミリーサポートセンターの周知につきましては、9月の広報紙、ホームページで行ったところではありますが、反響はなく、問合せが3件ほどにとどまっております。一方で、10月に広報を始めた子育て支援に関する別事業につきましては反響や利用実績もあり、子育て世帯の方々には一定程度情報は伝わっているものと思われまます。このような現状にある原因としては、ファミリーサポートセンターを知らない方々に対し内容が理解しづらいもので関心が持たれなかったのか、町内には会員となり得る方が潜在しないのかなどが考えられるところですが、町にとって必要な事業でありますので、今後はファミリーサポートセンターとは何かを分かりやすい内容に一新することやこれなら私にもできる、協力してみたいと思えるような案内を加えてまいります。周知の方法としては、民生児童委員や老人クラブなど、団体への働きかけや町内店舗へのチラシの設置依頼など、様々な場面で広く知っていただけるよう実施してまいります。年度内には提供会員になっていただくための講習を実施する予定であり、その周知に当たりましては講習日時、講習内容などを具体的に示すことで申込みへの動きを促してまいりたいと思っておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ご回答ありがとうございます。

大きな1番の再質問なのですけれども、富岡町の家賃低廉化補助制度では貸主主体で富岡町が指定する様式で登録物件を行うことに加え、本来家賃の算定に関する資料の提出等の煩雑な手続を行う必要があります。貸主への負担が大きいためか、そもそも貸主がこの制度を利用したくないというケースもあると聞いています。近隣町村を調べると、富岡町と同じようにというか、加速化交付金を使って家賃低廉化を行っているある自治体では、町内の不動産会社の物件内であれば移住者が自分の住みたい物件を選べて、基本的な手続は移住者自身が行い、貸主の負担は申請時の書類作成と請求書の作成のみで、作成は役場がサポートしているため、貸主、借主の双方の負担が少ないやり方をしていると聞いております。その自治体では、毎年10件前後の申込みというか、利用実績があると聞いています。先ほど30件を超える相談はあるというお話でしたが、利用実績自体は相談件数はあっても昨年度はゼロ件、今年度は1件とお伺いしましたので、なかなかもしかしたら利用しづらい環境なのではないかと考えられます。そのように、近隣町村のように移住者自身が住みたい物件を選べて、基本的に手続自体はサポートがあつてというような、このようなやり方を変えれば補助制度の利用者も増えて移住者の増加につながるのではと思われまます、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。近隣自治体、私どもでも勉強させていた

できました。確かに議員おっしゃるようなやり方を取っている自治体ございます。ただ、我々としたしましては、町内の物件、まずはワンストップでご紹介できるように、どこにどれだけの物件があるかというものを登録していただいて、今ですととみおかプラスに移住紹介をお願いしてございますが、とみおかプラスを訪れた移住希望者の方がそこで物を選んで、見れて、契約までつなげられるように、一括で行えるように物件の集約をしたいと考えておりました登録制とさせていただいております。なお、登録制のメリットといたしましては、法外な家賃設定になっていないことを確認できる、あるいはその物件が確かに賃貸物件であるとかそういったものも事前に把握できるということで、我々としては、多少登録には確かに煩雑な書類提出あるかもしれませんが、それは私ども並びにとみおかプラスの職員のサポートをつけまして、なるべく貸主の方の負担にならないようにやっていきたいと考えてございます。なお、不動産事業者に関しまして、町だけで不動産事業者への仲介手数料といいますが、契約が成立した際の報償金という形で移住者、それから貸主、そして不動産事業者にも、若干ですが、お手当を支給しているところでございます。このお手当をもちまして、手続のお手伝いというところもあえてしていただければと考えておりました、当町ではそういった奨励金も出しているという状況でございます。登録の件数も若干増えているところではございますが、成約件数が少ないと議員おっしゃっていましたが、確かにまだまだ実績がございません。近隣自治体へ確認したところ、やはり制度を導入した当初は非常に成約件数が少なかったというところも確認してございます。我々も本格的にこの事業入れ出したのは今年度からだと考えておりますので、今年度から下地を固めまして、来年、再来年と広がるように努力してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ご回答ありがとうございます。物件登録についてだったのですが、物件登録をやったり貸主自体が登録しないといけないというのが、申請の主体が貸主なのか、そういう家賃低廉化についての申請について主体が貸主主体になっているのです。それ自体が結構ハードルが高くなっているというか、と思っているのです。申請の主体がやっぱり貸主なのか、もしくは借主の移住者なのかによって誰のための制度なのかということになってくると思っていて、この制度が移住者を増加させたいというような制度ならば移住者が選びやすいような方法に変えたほうがいいのではないかと思うのですが、その点はどうお考えになっているのかなということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。こちら交付金の性質上、家賃低廉化に確実に交付金が使われているかということ把握する上で、借主に交付するよりは貸主に家賃低廉化としてこの交付金を交付しましたということのほうが確認がしやすいということで、お金に色がついていないものですから、借主の方が実際確かな証拠をもって我々に申請はするのだと思うのですが、

それよりはまず貸主に渡しておけば確実に家賃低廉につながっているということを把握できるため、やり方を借主ではなくて貸主にさせていただいております。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ご回答ありがとうございます。貸主に交付するというわけではなくて、私が調べたところも貸主に交付するというやり方なのですけれども、物件を選ぶことができるのが借主になっているというようなやり方で、なので選ぶのは借主が選びやすくなっているというような制度になっていました。町内の不動産の物件であれば自分が住みたい物件を借主、移住者の人が選べて、そして基本的な手続は移住者自身が行う、だけれども交付されるのは貸主ですよというやり方もあると聞いています。なので、もちろんそのお金の、そういう補助金とかの制度というか、どこの財源を利用するかによってそれはもちろん変わってくると思うのですけれども、移住者が選びやすいようなやり方というのもほかのところでは加速化交付金を使ってやっているということもありましたので、そのような点を参考にさせていただけたらなと思っています。これで1番の質問を終わりたいと思います。

追加質問で2番の質問、大きい2番の質問についてなのですけれども、先ほどの富岡町のファミリーサポートセンターについてということで、会員募集がホームページ等で広報されていたのは知っているのですが、目標数設定はしていないということでご回答がありまして、ファミリーサポートの役割を実現する上でやっぱり会員数をもっと増やしていかなければいけないというところがあると思いますので、その周知徹底というところにおいて広報にチラシを同封するとかホームページにだけというのではなく、こども園や学校にも直接呼びかけたりとか、町内の各種団体にも周知するなど、ファミリーサポートセンターを、町民みんなが知っているような状況にしないと双方の会員は集まらないと感じるところであります。そのような状況をつくれるように尽力していただきたいと思うのですが、やり方等どのようにしていかないといけないかということなのですけれども、一部でこういう声があったのですけれども、提供会員になりたいと連絡したのですが、決まり次第連絡しますとの役場のご回答があったのですが、いまだに連絡がないのですという声も聞こえてきています。会員数を増やすためには、そのような方へのなるべく早くの連絡ができるよう、講習等の予定を早急に何か決めて、先ほど年度内に講習という話もありましたが、そういう講習等の予定を早急に決めていただいで進めていただいたほうが良いと思うのですが、そのような予定としてはどのようなになっているのか、お話を聞かしてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 周知ということですが、まず議員おっしゃるとおり学校、こども園なども含めましていろいろな場面でそういったものを周知し、極端に言えば町の方皆さんがファミリーサポートセンターとはこういうものだということが頭にとどめられるように、そのようなことを最終的には目標としたいと思います。

また、提供会員になりたいのだということで、詳細が決まりましたらといったような部分ではまだ、

大変申し訳ございません。具体的な日時が、今最終段階で3月の1週目というところで話は進んでおるところなのですけれども、まだ確定ではございませんで、先ほど答弁にもありましたとおり、年度内に講習を行いますので、具体の講習日時、講習内容などを示しますという答えにあったとおり、今後、具体には1月の広報紙、これは同封という形で、A4一枚のペーパーで出す予定なのですけれども、そのときには講習の内容を示しまして、日時につきましては1月の広報では3月上旬というところまでしか今話が進んでいなかったもので、日時に関してはそういった内容となります。2月の広報にも同封する予定でございますけれども、そのときには具体の日時を入れられるものと思っております。

また、先ほどありました提供会員様につきましては、日にちが間もなく決まるでしょうから、個別にご連絡はしてまいりたいと考えております。いずれにしても、広報の仕方、それから内容につきまして皆様に分かりやすい周知が必要かと思っておりますので、その点心がけて行ってまいりたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。今講習の予定が決まりそうということで、という情報をいただいたので、それでは3月という本当年度ぎりぎりの開催ではあるのですけれども、それに向けて例えばとみっぴーアプリとか、ラインとかもありますし、そういうところで町民の人に届きやすい周知というのを徹底していただけたらなと思っております。ということで、私からは以上になります。では、そのような周知をしていただけるように心がけていただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（堀本典明君） 2番、辺見珠美君の一般質問を以上で終わります。

続いて、5番、渡辺正道君の登壇を許可します。

5番、渡辺正道君。

〔5番（渡辺正道君）登壇〕

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、私の前回3月の一般質問において、本町における災害対策としての現状を道路や港湾などに関し質問させていただきました。そこで、今回は近年多発する豪雨災害に対し、本町におけるまず大きな1番、防災対策について、特に風水害対策について。

(1)、近年多発する線状降水帯の発生による集中豪雨、県管理の富岡川、紅葉川水系、町管理の準用河川の水害対策における整備状況について伺いたい。

(2)、内水氾濫の観点から、所管を問わず町内一円の道路における冠水箇所、アンダーパスなどの危険箇所の認識、把握はされているのか伺いたい。

(3)、土砂流出などの観点から、流域の治山対策における現状はどのようになっているのか伺いたい。

続きまして、コロナ禍を経験し、感染症に対する町民意識は高まっている。そこで、大きな2番、町民福祉について。

(1)、成人に対するワクチン助成を行っているが、種類と実施率について伺いたい。

(2)、3人に1人は感染すると言われており、高齢化とともに発症率が高くなる帯状疱疹、ワクチンの助成を新たに追加してはどうか伺いたい。

最後に、昨今、職員による当町の不祥事が相次いだことから、3、職員の意識改革について。

(1)、職員の仕事に対する意識、意欲には常に緊張感を持って当たるべきと考えるが、現状に対し執行部としてどのような認識か伺いたい。

(2)、昇進、昇格及び人事評価について、どのような基準の下で行われているのか伺いたい。

(3)、富岡町職員提案規程があるが、現状について伺いたい。

以上です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 5番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、防災対策について、特に風水害対策について。(1)、近年多発する線状降水帯等の発生による集中豪雨、県管理の富岡川、紅葉川水系、町管理の準用河川の水害対策における整備状況について伺いたい及び(2)、内水氾濫の観点から、所管を問わず町内一円の道路における冠水箇所、アンダーパスなど危険箇所の認識、把握はされているのか伺いたい、については関連がありますので、一括してお答えいたします。近年、全国的に大雨による被害が多発しており、各自治体ではその対応に苦慮しているところです。その主な原因は、台風によるものに加え、最近よく耳にする線状降水帯によるものであります。本町において線状降水帯による集中豪雨の経験はないものの、それに対する備えとして庁内の連携体制強化が重要であると考えております。現在は以前より比較的早く大雨情報を収集することが可能となり、本町におきましても福島地方気象台から発表される大雨の時間帯や降雨量等の予測情報を基に必要な応じて避難所の開設等を行い、住民の皆様への迅速な情報提供や周知に努めております。町内河川の現状については、県が管理する富岡川、紅葉川水系において震災以降に築堤及び護岸整備が進められ、津波の遡上対策に併せ、大雨時の洪水対策も強化されています。また、維持管理におきましては、必要な流下能力を確保するため、河道掘削等も実施されております。一方、町が管理する河川は河川法が準用されるものではなく、普通河川に位置づけられる排水路になります。現状では大規模な改修や整備の計画はなく、不具合箇所の修繕を行いながら堆積物除去等の維持管理により、適正な流下能力の確保に努めているところです。また、大雨による道路施設関係への影響については、直近10年ほどを対象に見た場合、雨水排水の過程で水の集まりやすい箇所で一時的な道路冠水が2件発生しており、その対策として道路側溝の一部改修等により、流下能力不足を解消するよ

う検討を進めております。アンダーパスについては、現状で大雨による冠水等の被害は確認されておらず、危険な状況にはありませんが、引き続き周辺施設の維持管理に努め、安全を確保してまいります。

次に、(3)、土砂流出などの観点から、流域の治山対策における現状はどのようになっているか伺いたいについてお答えいたします。本町の治山対策の現状につきましては、国有林を除き、国の補助事業として福島県が森林の適正な維持、造成を主体に、山崩れや土砂流れ、地滑り等の山地災害防止に加え、森林の機能向上等を目的とした治山事業や宅地及び道路等に隣接する崖地における土砂災害から生命、財産を守るための急傾斜地対策事業も実施しております。また、町においては、土砂災害警戒情報が発表された場合は、先ほどの大雨等との対応と同様に、早い段階で避難所への誘導を行うこととしております。一方、過去の町道への土砂崩れについては、直近10年で山間部の路線で2件発生しており、崩れた箇所には2次災害の可能性も考慮しながら所定の交通規制を行うとともに、崩れた原因を排除する対策も含め、土砂の撤去等復旧工事を行い、安全を確認した上で交通開放する対応をしております。本町における道路への土砂崩れについては、発生事例はありますが、その全てが山間部であり、発生頻度も低く、当該箇所の交通量や景観を含む自然環境保護等の観点から、路線全体を対象にした対策工事は実施せず、都度、発生箇所ごとに対応する方針としております。引き続き、大雨等による被害発生が懸念される箇所については重点確認箇所に位置づけ、日常の道路パトロール時に堆積物やのり面の状況を確認するとともに、富岡町消防団及び富岡町建設業協会等と日常的に情報を共有し、有事の際には連絡を取り、効果的な対応ができるよう努めてまいります。

次に、2、町民福祉について。(1)、成人に対するワクチン助成を行っているが、種類と実施率について伺いたいについてお答えいたします。ワクチン接種は、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために行われるものであり、本町では予防接種法に基づく成人に対する定期予防接種として、65歳の方を対象とする肺炎球菌ワクチン予防接種、65歳以上の方や60歳から64歳の方で身体障害者手帳1級をお持ちの方などを対象とする季節性インフルエンザワクチン予防接種と新型コロナワクチン予防接種を実施しております。これらの接種率につきましては、肺炎球菌がここ数年60%前後で推移、季節性インフルエンザは年々減少傾向にあり、5年前は80%強だったものが昨年は約70%となっております。新型コロナは、ご承知のとおり、改正予防接種法により臨時接種の特例と位置づけられ、昨年度まではワクチン接種を原則努力義務として国が費用を全額負担して実施していましたが、今年度からは65歳以上の方々を対象とした定期接種として実施しております。昨年までの65歳以上の接種率は、令和3年度に実施した1、2回目接種で約97%、令和4年度に実施したオミクロン株対応ワクチン接種で約80%、令和5年度に実施した令和5年春開始接種で約64%、令和5年秋開始接種で約46%と年々減少傾向となっております。今後も引き続き町民に対しワクチン接種の有効性を理解していただけるよう周知、広報に努めるとともに、ワクチン接種の普及、啓発を実施してまいります。

次に、(2)、3人に1人は感染すると言われており、高齢化とともに発症率が高くなる帯状疱疹ワ

クチンの助成を新たに追加してはどうか伺いたいについてお答えいたします。带状疱疹を予防するために有効となるワクチン接種に対する助成につきましては、昨年度の産業厚生常任委員会において議員からご質問をいただいておりますが、本町では国の定期予防接種化の動向を踏まえて判断するとして、実施しておりませんでした。しかしながら、このところ全国的に带状疱疹を発症する方が増加し、罹患者の多くが带状疱疹後神経痛などの後遺症に苦しんでいると言われていたり、現在、全国1,747市区町村の約41%に当たる724市区町村で带状疱疹ワクチン接種に対する助成を開始していることから、本町においては来年度からの実施に向け、助成制度の検討を開始したところです。この制度は、带状疱疹の発症率が増加する50歳以上の方を対象としたいと考えておりますが、現在、国において带状疱疹ワクチンの定期予防接種化を進めていることから、このことを踏まえた制度設計を行ってまいります。今後は、一人でも多くの町民が带状疱疹を予防できるよう、また発症しても軽症で済むことができるよう、带状疱疹ワクチン接種費用の助成制度を構築してまいります。

次に、3、職員の勤務意識について。(1)、職員の仕事に対する意識、意欲には常に緊張感を持って当たるべきと考えるが、現状に対し執行部としてどのような認識か伺いたいについてお答えいたします。地方公務員は、地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と服務の根本基準が示されており、また同法第33条には「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とされ、信用失墜行為の禁止が規定されております。これらの趣旨にのっとり、本町としましても全ての職員は全体の奉仕者としての使命を自覚した上で意欲的に仕事に取り組むこと、また自らを律し、信用失墜につながる非違行為をしてはならないことを求めています。しかしながら、本年9月に全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為が発覚し、3件の懲戒処分を行った矢先に、10月には飲酒運転という免職処分相当の重大な非違行為を発生させてしまいました。これらにより、町民の皆様をはじめ、当町をご支援いただいている多くの皆様の信頼を失墜させる結果となりましたことは誠に痛恨の極みであります。こうした不祥事の防止に向け、全庁一丸となって対策を講じていくため、過日、全所属長に対し、不祥事撲滅に向けた不祥事防止に対する認識と対策に関する調査を実施いたしました。その回答なども参考にしながら、今後より実効性のある対策を講じてまいりたいと考えております。また、本庁職員には今回の不祥事を人ごとではなく自分自身にとっての再発防止に向けた教訓とし、改めて地方公務員法の趣旨にのっとり、公務員としての本分に立ち返って、公共の利益と住民福祉の向上のために公務に精勤することを強く望むものであります。

次に、(2)、昇任・昇格及び人事評価についてどのような基準の下で行われているのか伺いたいについてお答えいたします。本町における昇任、昇格は、国家公務員に適用される人事院規則の初任給、昇格、昇給等の基準に準じて、職員の給料の決定について必要な事項を定めた初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則に基づいており、職員の経験年数または在級年数が級別資格基準表に掲げる必

要経験年数または必要在級年数に達している者を昇任、昇格の対象として選考を行うこととしております。また、人事評価については、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、国家公務員に適用される人事評価の基準、方法等に関する政令を参考に、人事評価の実施に必要な事項を定めた富岡町人事評価規程に基づいており、職員の主体的な職務遂行能力の開発、効果的な人材育成の推進を目的として、職員が発揮した能力の程度に応じた能力評価、職務遂行に際して上げた業績に応じた業務評価の2つの評価により人事評価を行っております。

次に、(3)、富岡町職員提案規程があるが、現状について伺いたいについてお答えいたします。富岡町職員提案規程は、職員の創意工夫による提案を奨励し、職員個々の業務改善意欲の高揚を図り、もって町の事務事業の改善を推進し、行政効果の向上に資することを目的として昭和50年に制定されたものです。本規程では、事務処理の改善に関する事、町民に対するサービスの向上に関する事、経費の節減に関する事、執務環境の改善に関する事、その他行政効果の向上に関する事について職員が自由に提案できることとしております。近年の実績としては、令和元年度当時に管理監督職への登用が若年化していた状況を踏まえ、研修の充実を図るよう提案があり、事務事業と行政効果の向上に資するものと判断し、実務研修として議会对応研修を取り入れた実例がございます。職員の創意工夫による提案は業務改善意欲の表れであり、モチベーションの向上にも有益であると考えられることから、今後積極的に制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 答弁ありがとうございました。大きく3つの質問を出しておいて丁寧な答弁をいただいたところですが、まず1番から再質問させていただきます。

今回の一般質問を出すに当たって、所管が県だから、所管が町だからといって中途半端な答弁来たらどうしようかなと考えたのですが、今の答弁を聞いてある程度納得できる場所がありました。丁寧な説明ありがとうございましたと一旦は言っておきたいのですが、この質問を出して町内河川を私個人的に見て歩いておりました。そしたら、特に富岡川水系といいますか、富岡川、これ後にも聞かせてもらおうと思っていたのですが、何らかの工事をしていると。そのことに関しては、まずその時点であれと思ったのですが、県が管理だからといって、まず1つ、県道等の調整に関しては議会に何らかの形で説明があるのですが、富岡川水系のお話に関しては、あれ、説明あったのかなと一旦立ち止まって考えたのですが、この辺は私の記憶違いでなければきちっとした対応といいますか、議会内説明はなされていないように考えているのですが、町としては大した仕事ではないから議会にはいいだろうと考えているのか、時期を見てきちっと説明しようとしていたのか、その辺をまずお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

富岡川の今現在の工事内容でございますが、河道掘削及び堆積物除去を福島県でやってございます。こちらにつきまして、相双建設事務所及び富岡土木事務所、こちらで行っております。こちらにつきましては、これからもずっとこのような形でやっていくのですが、確かに議会なんかで、委員会でこのようなことを報告しておりませんでした。誠に申し訳ございませんでした。都市整備課の事務事業の執行状況の中に、その他といたしまして関係機関のことがございます。今まで県道のことばかり記載させてもらっていたのですが、河川のことについても状況を把握し、説明していきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。委員会説明資料の末尾に県事業として今後資料追加するという事なので、よろしく願いしておきます。

それで、もうちょっと聞きたいのですが、県と当然、富岡川を何らかの工事するに当たっては何らかの形で県との協議というのはされているのだとは思いますが、今までといっても、過去に遡及しても大分複雑になってくると思うのですが、直近の、どのぐらいの頻度で県の出先なり、県と河川工事に関しては目的であるとか内容に関しては協議されているのか、その辺もう一度お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

実際の話させていただきますと、県との詳しい協議ということについてはなされていないというところが現状でございました。今回の工事につきましても、直前になって私らに情報が入ったということがございました。こちらについては、私らも大変反省しているところでございます。もう少し先にご連絡いただいた上で、こういった作業をするということ、連絡を密に取っていかねばならないと感じておるところでございます。今後につきましては、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。課長のことをいじめたり、どんどん、どんどん詰めているわけでは決してないので、私素直に疑問に思っているからお聞きしているだけで、その辺は真摯な答弁ありがとうございます。

それで、町長答弁の中にもあったのですが、河道掘削というお話をしていました。これ私の見た資料では河道削になるのか掘削なのか、どちらが正しいのか分かりませんが、このような事業をやっているようなのですが、県の事業といえどもこれだけは確認していきたい。あそこを掘って川底と川幅を広げているのですが、あの流域といいますか、掘った砂とかの放射能の線量測定というのは事業内でされているのか、その辺をもう一度答弁願えますか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。掘削した土砂の線量についてでございますが、すみません、私らも少しそこのところ抜けてございました。ないものとして、通常の工事として進めておりましたが、確かに富岡町についてはそれが一番の問題でございました。そこについてまた県から情報を得ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。その辺の情報提供よろしくお願ひします。

あとは、その掘った砂も、河道掘削で掘り起こした砂というか、川底の泥や石と申しますか、それは結局最後にどこに行くのか。その辺に残置物というか、堤防を構築するのか、その辺どんなになっているのかなと思ったりもしたものですから、掘ったものをどこに処分するのか、その辺までもきちっと今後県に問合せと申しますか、確認して、タイミングを見て答弁していただけるとありがたいです。

それで、1番でもまだまだ聞きたいことがあるので、増水時には、準用河川もそうなのですが、1つ気になることがあります。いろいろな水防計画とか、県はじめ復興庁、富岡町、国とかのいろいろな資料を見ていると、ベースが富岡橋と諸沢橋だったかな、の水位が云々ということがあるのですが、消防とか関連機関と連携して、有事と申しますか、増水のときは対応しますということなのですが、例えば通常消防団のメインは火災、防犯なのでしょうが、増水時、その判断するのはあくまでも富岡川にある水量計なのか、流水計と申しますか、それだけなのか。私は、諸沢橋から上流の橋脚を見て回ったのですが、あそこには目視で増水しているとか、今流水高と申しますか、川の高さがどのぐらいだというような目視で推測できるような標識と申しますか、水量計がないのですが、その辺は必要ないとお考えですか。それは、どのような形で消防団は増水とかの判断をしているのでしょうか。それを答弁願ひたいです。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） お答えいたします。

水防計画の中で、水位の上昇につきましては富岡川の門口橋のところの橋のところにそういった水位の上昇に関する記載があるかと思ひます。水防計画ではその1か所ということでの記載になってございますので、そちらの水位上昇に合わせて判断し、水防の本部等がその上昇等を確認して、水防団員ということによってそういった見回り等を行うという形になるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。答弁いただいた、課長の実家の近くの橋辺りは水量

計とかないし、あの辺が越水とか増水の危険というのはあくまでも下の、分かります。あの旧役場のところの橋のところを判断するということなのでしょうが、上流域での氾濫や破堤というのはないのかもしれないですけども、準用河川である、私が心配していたのは、大木戸川原にある沢山川とか、あと川原沢川、ちょっと読みづらい、その辺の増水に関してはどのような対応なのかな、どうしていくつもりなのかなというようなことでお聞きしましたが、ただ局所的に増水というのは、先ほど来から私も言っているように、線状降水帯なんかの発生の場合は、安閑とはしていないのかもしれませんが、富岡川、門口川かな、旧役場のところの、あそこが増水するまで待っているというか、あくまでもあそここの水量計が基準なのでしょうが、やはり情報を広く……ごめんなさい、話戻す。線状降水帯とか、そういうことは局所的に大雨が長時間降るので、安全を確保するには情報収集する場所は広くアンテナを高くしておくべきではないかなと思っておりました。これ以上は聞きませんが、今後とも機会を捉えてきちっと対応していただけるとありがたいと思います。

それで、(2) 番に移らせていただきます。町長答弁の中で冠水箇所、内水氾濫の冠水箇所は2か所程度というようなお話を聞いたのですが、どこどこですか。その辺をもう一度教えてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 2か所の場所でございますが、曲田都市計画街路1号線の大きな交差点と岡内大通り線の双葉警察署より少し西側の冠水するところを把握してございます。冠水する条件といたしまして、短時間で大雨が降ることで排水路が一時的に満水となり、雨水が流れず冠水となっております。暗渠の断面が上流よりも小さい箇所があるということで、改修の検討をしております。曲田都市計画街路1号線につきましては、周囲の雨水が全てその交差点に集まってしまうということがあります。それで、排水路の全ての改修が必要となり、どの程度の改修が必要か検討を今後してまいります。それまでの間、同様に事象が発生した場合、一時的に迂回なされるようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。夜の森のつつみ公園の5差路は、町サイドとしては認識はしていないのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） そちらにつきましては、今のところ過去にそういったところ冠水の状況というのを把握してございませんでした。また、そういったところ、今後は雨が降ったときにはすぐに見に行くようにしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 5差路のところは増水します。5差路、5差路って言っているのですが、つつみ公園の西にあるところは増水すると思うのです。それで、除染前から、震災前から増水すること

があったのですが、町の認識としては、結局解体除染が進んで宅地に山砂を入れて、整備がなかなか、土地の所有者が手を入れて管理することが難しい状況で、雨が降ったときに結構除染で入れた砂なんか雨水となって流れ込んで排水溝を詰まらせたり、流れを滞らせるといいますか、ような状況って考えられると思うのです。ですから、やはり道路パトロールの中で常日頃、3月のとき課長にも辛辣なことを言ってしまったかもしれませんが、やっぱりその辺に目を光らせて、用水路の管理とか状態なんかを常に気を配っていただきたいなど、不具合がないかどうか、その辺をよろしく願いしておきます。

(3)なのですが、町長答弁である程度納得しました。それで、大きな1番を終わるに当たって1つお願いしておきたいことがあります。民間の携帯会社のテレビコマーシャルがあります。言ってもいいのか、ソフトバンクのコマーシャルで、へえと思って聞いていたのですが、災害時の避難経路まで把握している人16%、こういうお話があります。結局ハザードマップや、意識はなかなか、ハザードマップを見たりとか、そういう防災に対しての避難は少ないのだろうなというようなことだと思います。さらに、11月20日にはJアラートの不具合がありました。それで、幸か不幸か、今月の12月11日に私の携帯にヤフーで、そのまま読ませていただければ、富岡川河川水位の基準超過についてという何かメールというか、通知が入ってきました。そして、これはどういったことかなと思って見てみたら、なかなか内容がつかめませんでした。町ではこの辺は把握しているのでしょうか。12月11日の河川の通報の件に関して答弁願います。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

橋梁点検ということが5年に1度行われておりまして、町の鶴鴿大橋、こちらの点検をしておりました。こちらにも潮位計がございまして、潮位計は電波式となっておりまして、その潮位計から何メートル離れているということを常に計測しているものでございまして、それが下にブームが入って、それで目視したということで電波の返りが早くなって、それで潮位が上がったということになってございまして。こちらにつきましては我々の認識も不足してございまして、皆様に大変なご迷惑をおかけして誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 私は半分ぐらい理解したのは、何かブームとかどうのこうの、何かそこで工事をしていて何らかの作業ミスというか、手順があって、過度に反応してしまってこういう警報に至ったということなのだと思います。それはそれでいいのです。そういう間違いあってもしょうがないと思います。対応していただければそれはそれでいいのです。私がこの1番終わるに当たって言いたいのは、今朝も町のホームページといいますか、同じような富岡川の河川流域の基準超過について検索をすると町のホームページに飛びます。結局、皆さんもし、昼休みにでも見てください。ホームペ

ージに行ってくださいと言っていて、その内容が事細かに詳細はなくても、こういう事情でしたよって記載されていればそこまで、起承転結の結まで行って私は納得するのですが、結局振るだけ振ってホームページでアクセスしてきちっと見えない。こういう通常のソフトの充実、ハザードマップにしてもそうです。をきちっとしていかなければ有事の際になかなか対応できないと思います。そのハザードマップすらも、よく見ると1,000年に1度程度の大雨で想定される浸水想定区域というような形で記載されているのですが、1,000年に1度のそれも大切でしょうが、先ほど来から私が言っている内水氾濫で冠水箇所、やっぱり避難、結局は町民の方が避難するに当たってもやはりその冠水箇所、それは整備今後されていくんでしょうが、それは1,000年に1度のことよりも目の前にある危険の箇所の認識というのをやっぱり町民に周知するためには、あのハザードマップにちょっと点々と、ここは注意してくださいよ、たまには越水といますか、冠水することがありますから道路移動の際は、車で避難する場合は注意してくださいよぐらいの配慮があつていいのかなと思います。

それで、2番に移らせていただきます。高齢者のワクチンの実施率等々理解しました。それで、来年度から带状疱疹に関しては検討するということでしたが、まずそのワクチンにも2種類あると思うのですが、不活化ワクチンの高いほう、弱毒ワクチンの安いほうとあるのですが、それどちらを検討か、考えているか、もう一度ご説明願います。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議員ご指摘のとおり、带状疱疹ワクチン、こちら生ワクチンと不活化ワクチンということで2種類ございまして、なお生ワクチンが安価で、不活化ワクチンが金額が高く、ただ金額が高い分といますか、その分持続性があるというようなことで周知されているところでございます。町といたしましては、今検討している段階ではございますので、現段階では生ワクチン、不活化ワクチン、どちらに対しても半額程度の助成ということで検討してまいりたいと考えておりますが、今後さらにその辺りについても、全国的に不活化ワクチンがよく使われているというようなこともございますので、その辺も踏まえて今後決定してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。こちらの希望としては、不活化ワクチンのほうが効果等とかを考えるとやっぱり、97%とか90%以上という効果も期待できますし、長期間予防可能であるということで、そちらを半額という、例えば予算規模にもよるでしょうが、半額、いや、満額助成といますか、補助していただければ一番ありがたいことなのですが、今後の検討の中でその辺をよろしく願いしておきます。

続いて、3番の職員のことですが、1番、私が改めて聞く必要もないと思います。きちっと町長の考え、そのとおりだと思いますので、それが結局全職員の皆さんに浸透することをお願いするのですが、まずそれでは（2）番、富岡町人事評価規程というものがありますが、上司が部下といますか、

を評価するのでしょうか、それをSとかAとか、BとかCとかDという形で判定するのでしょうか、その辺の詳細をもう一度詳しく教えていただきたいのと、C、D判定の人は実際どのぐらいの割合なのか答弁願えますか。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご質問ありがとうございます。まず、評価基準の詳細でございますが、町長答弁にもありましたとおり、人事評価は業績評価と、あと能力評価の2つに分けて、それを併せて個人の評価としているところでございます。その評価基準については、おっしゃったとおり能力評価、業績評価それぞれS、A、B、C、Dという5つの段階での評価というところにしてございます。また、まず評価の第1次評価は各所属の課長等と、第2次評価として担当の副町長という形で、最終評価者が町長という形でございます。その能力評価につきましては、被評価者、職員ですね、その職員が職務遂行の中で行った行動、そちらはしっかりと我々も評価していくと。また、業績評価というのは、それぞれが受け持っている事務担当ありますが、職員がそれぞれに自分の仕事の目標というのを掲げて、そちらについての達成度についての評価というところでございます。

2つ目のご質問のCの評定の割合というところでございますが、今は直近でいくと令和6年度上期の業績評価というものをしているところでございますが、C評価は全体職員の約1%の2名ということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 一問一答の中で2つの質問をしてしまいました。副町長、答弁ありがとうございます。いいことですね。C、Dというのは中より下って、こういう言葉は適切ではないのでしょうか、1%とすごく少ない。これは、身内が身内に甘いのかどうか分かりませんが、私を知る由もありませんが、それはそれで優秀な職員がそろっていると。まずは一安心しました。

そこで3番です。（3）、富岡町職員提案規程。町長答弁の中で、行政運営や事務事業の改善に対する評価のためのこういう規程だということは理解しました。その中で、あえて私このことを出したのですが、やはり99%、普通、優秀な職員がいるわけですから、その中で私は事務事業の効率化、行政運営の効率化、これはなされていくべきものだとは思っているのですが、事、復興に関しての若い職員からの提案や意見の吸い上げというものは町政にどういう形で反映されているのか。例えばそれは富岡町復興推進会議であったり、政策調整会議であったり、いろいろあるのでしょうか、私の不勉強で、若い職員、管理職以外の職員の考えや今後の復興の在り方、町の進むべき道を意見として述べるような機会といえますか、そういう場は設けられているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） どうもありがとうございます。まず提案規程でございますが、町長答弁でもございましたが、この提案はもちろん年齢とか職位とか、そちらにかかわらず受け付けるものでご

ざいます。もちろん昭和50年制定の規程でございますので、その当時と今ではやはり環境も人の考え、価値観も違っていると。特にまた当町においては震災前と後でも価値観、そういった考えというのは、また働き方も含めてかなり異なっているのかなと思います。そういったところも踏まえまして、若手職員の意見というところでございますが、各所属での個人の面談というところでまずは自分の思いを語る機会というのがございますが、例えば若手職員が今こういうことを考えているよというのは職員提案で求めるのも一つではありますが、一方で管理職、また特別職の職員が直接に意見を聞くような機会と、そういったところも一つ設けてもよいのかなと今議員の話を受けて思ったところでございます。あとは、今回、第三次災害復興計画ありました。そちらについては、基本的に今、今年度は政策化会議というものをやっていて、役場の職員をメインに、また有識者の方も加えてやっているところでございます。その中で加わっている役場の職員というのは、10年後に役場の管理職といいますか、幹部になっていく係長以下の職員の意見を主にメンバーとして入っていただいているというところでございます。そういったところも含めて今後、富岡町の未来といいますか、そういったところを見ていくために職員の意見を、吸い上げるという言葉が適切か分かりませんが、反映しているような状況でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。今副町長の答弁の中で職員提案とか各個人の面談の中で取り上げていくような必要もあるのかなというようなお答えがありましたので、ぜひともそのような流れでお願いしておきます。

もう一度この件に関して資料を見てみたら、富岡町のラスパイレス指数というのがあって、結局これは給与水準なのではと思いますが、決して、全国市町村平均よりもよくて、類似団体よりもいいわけです。金銭面といいますか、こういう条件面というのは、国の基準には及んでいませんが、いいわけです。給与条件、金銭面では優遇、ある程度の条件は確保されているのかなということがうかがえるわけです。また、昨年2月に公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集という中に、執行部の前列に座っている職員の皆さんは恐らくこれアンケートか何かに答えたのだと思うのですが、双葉郡8町村における自治体職員の現状と課題ということで報告論文が出ていました。その中で、抜粋して読ませていただきますが、現在の業務量に対する職員数について6割が職員数が少ないというような回答をしています。次に、職員間の支え合いについて約6割が支え合いを感じないという回答をしています。特に次、これが大切だと思うのですが、復興の在り方を役場内で論議できているか、約6割ができていないと。復興の現状と課題については、組織の体制、職員数、職員間での意識の差に関する意見が多く見られたというように締められているのですが、やはりこれらの話、これ他町の話ではないですからね。富岡町、町内の話ですから。やはりこれガラスの天井といいますか、見えない空気感といいますか、やはりそういう状態があるのではないかなと。自由闊達な意見を述べられるような場所とい

いますか、機会が設けられていないのではないかなとつくづく感じたところです。

それで、時間も迫ってきましたので、最後に、今年の流行語大賞は「ふてほど」という流行語だそうです。「不適切にもほどがある」というテレビドラマから来たらしいのですが、私はあいにく見ておりませんでした。でも、ネットに載っていた言葉を借りれば、そのドラマは令和と昭和をタイムスリップしながら時代や世代のギャップを描き出したもので、昭和からタイムスリップした主人公がコンプライアンス重視の令和の社会では考えられないような行動と言動を披露し、ギャップで爆笑を取りつつ、対話することで物事を解決していく道を探るスタイルのドラマのようです。結局最後にこんなお話をしているのは、ぜひとも町長に答弁いただきたいのですが、やはり優秀な職員が、先ほど来から言っていますが、99%そろっている庁舎内で、今後の復興、富岡町のあるべき姿をきちっと今まで以上に加速度的に進めていただきたいという思いで私はおります。ですから、私のお話を聞いて今後どのような考えで町政執行に町長臨まれるのか、最後に一言だけよろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員のご指摘とかご意見とか、本当にありがとうございます。私も本当にこれからの町政、若い職員とももちろん対話、それから町民の方とも対話をしっかりしながら町政を進めていくべきものだと考えておりますので、いずれのいろんなイベントとか、それから集会とか、いろんな場を通して皆様方のご意見を賜っているつもりではありますが、まだまだ不十分だと考えております。それから、職員に対してはできるだけ声をかけたいとは思っておりますが、なかなか町長室に来てというとハードルが高いというようなこともあるようなので、何かコロナの関係でそういう対話ができなかった時期がありましたが、今後はもしできることであれば皆さんとお昼なんかを一緒に食べながら意見交換会などできればなんては考えているところであります。まずは議員おっしゃるように、私も将来に向けては一生懸命町民、それから職員と一丸となって復興を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。町長の性格、ある程度は私も知っているつもりです。町長に限らず、両2名の副町長も職員の方々に胸襟を開いて、有意義な意見を吸い上げるぐらいのスタンスで今後の町政執行に臨んでいただきたいと思います。お願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 零時57分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第64号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長補佐より求めます。

新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 議案第64号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は、令和5年6月のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正され、国に準じて情報通信技術を効果的に活用できるようにするため、地方自治体においても必要な施策を講じるよう努めなければならないとされたことから、電子申請手続が可能となるよう所要の改正を行うものです。

議案第64号別紙資料、富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表1ページを御覧ください。第1条中「、するための共通する」を「するために必要となる」に改め、第2条第2号中、「命令」の次に「(以下「法令」という。)」を加え、同条第3号中「、図形等」を「、図形等その他」に改め、同条第9号中「条例等」を「法令又は条例等」に、「作成し」を「作成し、」に改めるものです。

2ページから3ページを御覧ください。第3条第1項中「規定により」を「規定において」に、「行うこととしているものであって規則で定めるもの」を「行うことその他のその方法が規定されているもの」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「電子情報処理組織を言う。」の次に「(以下同じ。)」を加え、「使用して行わせること」を「使用する方法により行うこと」に改め、同条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、「申請等を書面等により行うものとして規定した」を削り、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「、同項の」を「、当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により署名等を行うこととしているもの」を「規定にお

いて署名等をする事」以下、記載の条文に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した」以下、記載の条文を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に「5 申請等のうち当該申請等に関する」以下、記載の条文及び「6 申請等をする者について」以下、記載の条文の2項を加えるものです。第4条第1項中「規定により」を「規定において」に、「行うこととしているものであって規則で定めるもの」を「行うことその他の方法が規定されているもの」に改め、「(町の機関の使用に係る)」以下、記載の条文を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に「ただし、当該処分通知等を受ける者が」以下、記載の条文を加えるものです。第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、「処分通知等を書面等により行うものとして規定した」を削り、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「、同項の」を「、当該」に改めるものです。

4ページを御覧ください。同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により署名等をする事としているもの」を「規定において署名等をする事」以下、記載の条文に改め、「当該署名等に」を削り、同条に「5 処分通知等を受ける者」以下、記載の条文の1項を加えるものです。第5条第1項中「規定により」を「規定において」に、「行うこととしているもの」を「行うことが規定されているもの」に改め、「であって規則で定めるもの」及び「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「書類の縦覧等」を「書類により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に改め、「縦覧等を書面等により行うものとして規定した」を削り、「条例等の規定に規定する」を「他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加えるものです。

5ページから6ページを御覧ください。第6条第1項中「規定により」を「規定において」に、「行うこととしているものであって規則で定めるもの」を「行うことが規定されているもの」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録により」に改め、「作成等を書面等により行うものとして規定した」を削り、「規定に規定する」を「規定により」に改め、同条第3項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により署名等をする事としているもの」を「規定において署名等をする事」以下、記載の条文に改め、「当該署名等に」を削るものです。第6条の次に「(適用除外)」、「第7条 次に掲げる手続等については」以下、記載の条文及び「第8条 申請等をする者」以下、記載の条文の2条を新たに加えるものです。「第7条」を「第9条」とし、同条の次に「(委任)」、「第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」の1条を加えるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は令和7年1月1日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 富岡町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） それでは、議案第65号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、住民票等の諸証明書交付に際して、これまでの窓口や郵便請求、コンビニエンスストアに設置の多機能端末機の交付申請に加え、今後オンライン申請等を導入する予定であることから、利用者から見て分かりやすい表記に改め、手数料を免除できる範囲を明確化する改正内容となります。

それでは、議案第65号別紙資料、富岡町手数料条例新旧対照表7ページを御覧ください。手数料を徴収しない者の範囲を規定する第6条第1項は、現行の第5号、第6号を合わせて第2号「国、地方公共団体又はその他これに準ずる機関の職務の遂行上必要なもの」に改め、第3号において「生活保護法により扶助を受けているもの」を加え、第4号において「本町の住民で、」を削り、第5号を「被災、避難又は罹災に関する証明の請求があったもの」に、第6号を「町長が、公益上必要があると認められる場合又は災害その他特別の理由があると認めるもの」にそれぞれ改めるものです。同条第2項は、戸籍に関して法律等により無料で交付できることとされている場合は、同じ請求理由で住民票を請求された場合も無料で交付できることとし、本文を「条例で定めるところにより無料で証明を行

うことができる旨を規定する法律の規定に基づく戸籍に関する証明及び当該証明と同一の理由による住民基本台帳に関する証明に係る手数料は、徴収しない」に改めるものでございます。同条第3項は、コンビニ交付ではシステム上無料交付できない旨を規定するため、「前2項の規定にかかわらず、富岡町個人番号カード等の利用に関する条例第3条第1項に規定する多機能端末機を利用する申請又は請求については、手数料を徴収する」を新たに加えるものです。

次に、8ページを御覧ください。別表において、第9号は法改正により「住民基本台帳法第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改めるものです。第9号の次に第10号として住民票の写しの交付に関する記載、第11号として戸籍の附票の交付に関する記載を新設するものであります。戸籍関係の項目を国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の記載順と合わせるため、現行第10号を第12号へ、第11号を第15号へ、第12号を第13号へ、第13号を第14号へ、第14号を第16号へ、第15号を第17号に繰り下げ、現行第18号から第28号を2号ずつ繰り下げるものであります。

なお、附則において、この条例は令和7年1月1日から施行するとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 富岡町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第66号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての内

容を説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年度より進めております町内下水道施設統廃合事業の進捗により、現行条例にて設置されている蛇谷須地区特定環境保全公共下水道に関わる部分を削除し、下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正をするものです。

それでは、本条例の改正内容につきまして、議案第66号別紙資料、富岡町下水道条例新旧対照表によりご説明いたします。議案第66号別紙資料14ページを御覧ください。公共下水道の設置に関する第2条については、第2条第1項の表中、現行の1行目、名称、「富岡公共下水道」を「公共下水道」に改め、現行の2行目、区分、公共下水道、名称、「蛇谷須地区特定環境保全公共下水道」を削除します。また、同条第2項の表中、現行の2行目、名称、「蛇谷須浄化センター」、位置、「富岡町大字大菅字蛇谷須308番地」を削除します。第10条及び第11条に係る改正は、下水道法施行令の一部改正に伴うものです。第10条第1項中、第1号を第2号とし、第2号を第3号とし、第3号を第4号とし、第4号を第5号とし、同項に第1号、第6号及び第7号をそれぞれ加える。

別紙資料15ページから16ページを御覧ください。第1号「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量1リットルにつき380ミリグラム未満」、第6号「窒素含有量1リットルにつき240ミリグラム未満」、第7号「燐含有量1リットルにつき32ミリグラム未満」。第10条第2項を次のように改める。第10条第2項「特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。」、「前項第1号、第6号又は第7号に掲げる各項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除された場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、同項各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。」、第2号「前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準に適用されるとき。」、第11条第1項第31号中「10ミリグラム」を「8ミリグラム」に、同項第37号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項を同項第43号とし、同項第36号の次に37号から第42号までの6号を加える。第37号「硼素及びその化合物 1リットルにつき硼素10ミリグラム以下」、第38号「1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下」、第39号「ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下」、第40号「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満」、第41号「窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満」、第42号「燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満」。第11条第2項を次のように改める。第2項「前項第32号から第36号及び第43号に掲げる項目については、1日当たりの平均的な下水の量が30立方メートル未満であるものには適用しない。」。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 富岡町下水道条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第67号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例についての内容を説明申し上げます。

本事業に関しましては、平成8年から事業計画が決定され、施行面積約22ヘクタールの区画整理事業を行ってまいりました。令和4年3月の換地処分をもって事業が完了しておりましたが、一部清算金が残っており、本条例を残したままの状況にありました。令和6年8月に一般会計にて徴収が完了したことにより、全ての事業が完了したため、富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止することとしたものです。

なお、条例廃止の期日につきましては、附則において施行期日を令和7年1月1日から施行するものとしています。

また、所定の目的を達成したことから、上記条例とともに富岡町曲田土地区画整理事業特別会計設置条例についても廃止するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 工事完了で廃止するという事なのですが、確認のため。今太陽光の問題関係が出始まっているのだけれども、前から出ているのだけれども、町で関知が遅かったのだから分からないけれども、そこら辺も曲田に反映して、町で条例はつくっていないから止めようなくなると思うのだけれども、そこら辺はどのように今後考えているのかなと思って。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 太陽光を含め、再生可能エネルギーにつきましては国策で推しているというところもございます。ただ、町といたしましても有効な住環境を守るために、お願いベースにはなりますが、今後、申請が上がり次第、事業者並びに土地所有者に関して協力をお願いをしていくこととなります。現時点で条例制定というところまでは至ってございませんが、今後、近隣町村の状況を見ながらガイドライン等の策定を進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） それはそれでいいのですけれども、よその町村では条例で縛っているところもあるわけね。富岡町は、震災後いろんな面で優良住宅地とかそういうように考えては、口では出しているのだけれども、夜の森地区の桜にしても今ばたばた建っているわけね。結局民間のけつを行政が追っかけているみたいなもの。そうすると、町でいろんな模索、考えていても、それが邪魔になって優良住宅地が最悪の条件になってしまうと、坪単価とか、出てくる人がいなくなる可能性があるから、前から懸念していたわけ。これ大至急何とか手だてしないと、考えていますではもう。形にしたとき、もうどうにもこうにもならなくなると思うのだけれども、そこら辺町長どんなふう考えているのだから。長期総合計画もあるのだろうけれども、一番大事な目先の一丁目だと思ふのだ。考えが何ぼかっこいいことを考えても、これで蹴つまずいたらば予定が立たなくなるだけ。遠回りしないで、直接真っすぐ行くような考えで行政引っ張っていってもらわないと。あえてもう一回聞きます。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 太陽光については、今ほど企画課長からもありましたように、ある意味国策も入っております。それで、あくまでも個人財産の活用ということで、個人財産の権利というものもあると思っております。その辺の法的に条例で縛ることができるかどうかよく検討しながら、できるものはやっていきたいと考えておりますので、今これからまだもうちょっと検討させていただくようお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） とにかく今の富岡町の置かれているいろんな、こればかりでなくあると思うのね。考えるのは誰でもできるから、実行に移して、早急に対応することを考えてください。お願ひ

しておきます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） これ8番議員の関連ですけれども、曲田も桜も住宅団地を造ろうということで組合施行でやったわけです。当然補助金入っていると思うのです。太陽光をつけるための補助金なんては一円も入っていませんので、その辺で、やっぱり補助金入っている以上は用途変えとしてもみなせるのかなと思うのです。そういった方向から考えていったら、早急に条例制定することはできると思うのですが、その辺はどうなのですか。補助金の用途変えという分野でも引っかかると思うのですが、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 太陽光についてなのですけれども、決まりといいますか、ルールとしては建築物というものにみなされないというものになってございます。ですので、それを規制するというものは今ないというところでございます。今企画課長、町長が言われたような形で進めていくという方向はあるにしても、今現在、その部分補助金が当たっていても、そこで返還になるとかそういうものではないということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 建築物としてみなせないということは、宅地に造成したものですから、建築物にみなせないようなものを造る自体が間違っているのかなと思うのです。そういう意味で、補助金の返還まではないにしても、考え方として当然違った方向に進んでいるということなものですから、その辺は持ち主にきちっと話して早急にやっぱり対処すべきだと思います。といいますのは、太陽光、結構今乱雑していますよね。それで問題になって、下にサカキ植えても手入れが行き届いていないとか、いろいろ問題出ています。その以前の問題で、やっぱり太陽光用地としてひどい値段で買い上げている部分もあるのです。びっくりするような値段で。これ坪当たり3,000円なんていう値段も出ているところあります、夜の森の一等地で。そうすると、結局地価の下落にもつながるし、決して町の得策にはならないと思いますので、ぜひその辺早く縛りをつけてくれないと、桜と曲田だけではなくて、そういう部分をきちっと土地の持ち主に周知しておかないと本当に乱雑になってしまうのかなと思いますので、ぜひその辺を早急にやっぱり太陽光の在り方考えていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。先ほどと繰り返しになりますが、個人の財産ということもございまして、我々が深く介入することは今のところできませんけれども、我々が今できるのはガイドラインの制定といったもので、協力ベースではありますが、ある程度の規定を設けるということは可能かと思えます。早急に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解よろしく

お願いいたします。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 個人の財産ですので町が関与できないのではなくて、やっぱり守る側に立てば町も幾らでも関与できると思うのです。今、年配者の方々がやっぱり土地の持ちように困って、もういいや、どうでもいいやとって本当に破格の値段で離す人も出てきていますので、その辺はマッチング、町でもいろんなマッチングしていますので、そういうところに取り込んで売買につなげるといいうり方もあると思いますので、私一例を言わせてもらおうと、夜の森600坪、坪3,000円で300万円です。その売買は、契約解除してくれと言ったら契約解除金300万円よこせという話で、もうどうにもならなくてその値段で離したと。そこに不動産も介在しているのです。そういうものが介在してきていますので、やっぱり若い人はともかくとして、年配者はもうどうにもならなくて離すようなケースが今からじゃんじゃん出てくると仮定すれば、町も法律で入れる範囲内はやっぱり入るべきだと私思いますので、これからそういう検討も十分にやっていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。我々も勉強しつつ対応をしてみたいと思います。なお庁内横断的に様々な計画と整合性を図りつつ進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ただいまの8番、9番の関連で私にもやらせてください。

今の町長の答弁の中で国策という話が出てきたものですから、ただ業者もかなり頭がよくて、駄目な理由、駄目な法律、駄目な条例がなければどんどんやってきます。町の対応が遅ければ遅いほど、これは何で駄目なのですかといったときに条例がない、ガイドラインがない、ただ議会ではそういう話がありました程度ではこれはやられてしまいますよ。農業委員会ではガイドラインつくってありますから、やはり宅地も取り急ぎやらないと。だから、企画課長の答弁の中でも、例えば令和7年度、3月いっぱいまではつくるとか、ある程度お尻を切って早急に、その間申入れあったものに関しては保留させるとか、やはり焦った気持ちというか、遅れているという気持ちが前面に出てきていないから何か、検討しますというのは、では1年先か2年先かというような話ではないのですよ。その辺を少しせば詰まったように考えてもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。先ほどスケジュールも申し上げればよかったのですが、企画課ではガイドラインの制定のほうが早く動けるということで今鋭意取り組んでいるところでございますが、我々の予定といたしましては、早ければ今年度中、遅くとも来年度上半期

には皆様に何回かお諮りすることがあると思いますので、そのときにはご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） そのように急いでくれるということであれば、もしその間に申入れがあったとしたら保留をかけるとか、町は承諾できませんよとか、何かまだ止める手だてというのかな、強制力というのがあるのかどうかも含めて答弁してください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 今議員おっしゃるように、今現在で申請があったときの規制の方法ですが、正直のところ今現在では止める手だてはないというところですので、先ほど申しましたようになるべく急いでガイドライン等の制定を進めてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 富岡都市計画事業曲田土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数です。（賛成8名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日19日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時42分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 佐 藤 啓 憲

議 員 渡 辺 正 道

第 6 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第6回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和6年12月19日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第68号 令和6年度富岡町一般会計補正予算(第4号)

議案第69号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会広報特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第68号 令和6年度富岡町一般会計補正予算(第4号)

議案第69号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第72号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案の一括上程

議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例について

議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

追加日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）

議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
- 2、総務文教常任委員会報告
- 3、産業厚生常任委員会報告
- 4、議会運営委員会報告
- 5、議会広報特別委員会報告
- 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

○出席議員（10名）

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 安藤正純君 | 2番 | 辺見珠美君 |
| 3番 | 平山勉君 | 4番 | 佐藤啓憲君 |
| 5番 | 渡辺正道君 | 6番 | 高野匠美君 |
| 7番 | 宇佐神幸一君 | 8番 | 高橋実君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 堀本典明君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	斉藤一宏君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拓君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	猪狩力君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田善之君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
福祉課課長補佐	坂本功一君
総務課副主幹 兼財政係長	安藤崇君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 会務局局長	遠藤博生
議副 会主務係局長 兼庶務係	杉本亜季

議 会 事 務 局
庶 務 係 主 事

高 橋 優 斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 高野 匠 美 君

7番 宇佐神 幸 一 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第68号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長補佐より求めます。

新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 議案第68号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを精査、調整して必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,925万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億7,296万7,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入に

ついて申し上げます。第1款町税2,923万8,000円の減額は、第1項町民税において個人町民税の滞納繰越分、普通徴収332万4,000円の増、同特別徴収10万7,000円の増となる一方で、定額減税に伴う現年課税分、普通徴収2,037万4,000円の減、同特別徴収1,472万2,000円の減により3,166万5,000円の減、第2項固定資産税において滞納繰越分34万6,000円の増、国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,000円の増により34万7,000円の増、第3項軽自動車税において収入減額により種別割（現年課税分）123万2,000円の増、種別割（滞納繰越分）4万6,000円の増、軽自動車税環境性能割80万2,000円の増により208万円の増となったことによるものです。

第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税108万2,000円の増額は、交付決定見込みによる108万2,000円の増額です。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金70万2,000円の減額は、交付額の決定により減収補てん特例交付金（住宅借入金等分）70万2,000円の減によるものです。

第10款地方交付税、第1項地方交付税1億8,980万5,000円の増額は、交付額の決定による普通交付税1億8,980万5,000円の増によるものです。

第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金31万5,000円の減額は、交付見込みにより31万5,000円の減となったものです。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金200万円の増額は、防火水槽移転補償負担金200万円の増によるものです。

第13款使用料及び手数料410万5,000円の増額は、第1項使用料において総合スポーツセンター使用料120万円の増、公共物使用料116万7,000円の増、道路占用料88万6,000円の増、町営住宅使用料（現年度分）52万2,000円の増、借上げ型住宅使用料（過年度分）22万2,000円の増などにより403万7,000円の増、第2項手数料において町税督促手数料の増により6万8,000円の増となったことによるものです。

第14款国庫支出金1,033万5,000円の減額は、第1項国庫負担金において新型コロナワクチン接種対策負担金（過年度分）262万9,000円の増、保険基盤安定負担金118万7,000円の増などにより376万3,000円の増、第2項国庫補助金においてシステム標準化交付金3,342万2,000円の増、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）60万5,000円の増、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（過年度分）55万5,000円の増となる一方で、事業費精査等により福島再生加速化交付金4,541万6,000円の減、被災者支援総合交付金48万3,000円の減により1,131万7,000円の減、第3項国庫委託金において対象事業費精査に伴う福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金278万1,000円の減により278万1,000円の減となったことによるものです。

第15款県支出金2,792万8,000円の減額は、第1項県負担金において保険基盤安定負担金396万7,000円の増などにより395万2,000円の増、第2項県補助金において環境放射線モニタリング事業交付金415万1,000円の減、再生可能エネルギー復興推進協議会補助金43万8,000円の減となる一方で、

営農再開支援事業補助金3,152万5,000円の増、ふくしま森林再生事業補助金360万円の増、定住促進住宅取得補助70万円の増などにより3,090万6,000円の増、第3項県委託金において県民税徴収取扱交付金166万9,000円の増、うつくしま権限移譲交付金43万4,000円の増となる一方で、滝川ダム維持管理委託金903万3,000円の減となったことにより693万円の減となったことによるものです。

3ページから4ページを御覧ください。第16款財産収入1,549万3,000円の増額は、第1項財産運用収入において町勢振興基金預金利子406万6,000円の増、土地建物貸付収入393万8,000円の増、財政調整基金運用収入213万6,000円の増、財政調整基金利子201万3,000円の増などにより1,460万8,000円の増、第2項財産売払収入において土地売払収入88万5,000円の増により88万5,000円の増となったことによるものです。

第17款寄附金、第1項寄附金697万8,000円の増額は、一般寄附金554万5,000円の増、指定寄附金76万円の増、一般災害義援金67万3,000円の増によるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金4億4,682万6,000円の減額は、事務事業費の減などに伴い、財政調整基金繰入金3億677万8,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）1億3,191万5,000円の減、再エネ復興まちづくり基金繰入金813万4,000円の減となったことなどによるものです。

第20款諸収入1,076万7,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において町税延滞金の増により19万5,000円の増、第3項貸付金元利収入においてとみおかの恵み安全対策協議会一時貸付金100万円の増、生活資金貸付金1,000円の減により99万9,000円の増、第4項雑入において新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金621万2,000円の増、雑入257万1,000円の増、定住化促進助成返還金（過年度収入分）72万5,000円の増、定住化促進助成返還金51万5,000円の減などにより957万3,000円の増となったことによるものです。

次に、歳出について説明いたします。5ページを御覧ください。第2款総務費682万2,000円の増額は、第1項総務管理費において広報発行事業費535万8,000円の減、企業誘致・産業集積促進事業費175万4,000円の減などに対し、公共用施設維持基金積立金1,003万8,000円の増、システム管理運営費800万3,000円の増、財政調整基金積立金433万円の増、国庫支出金返還金280万円の増などにより2,428万7,000円の増、第2項徴税費において町税過誤納還付金1,658万5,000円の減、給与費210万円の減などにより1,796万2,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において会計年度任用職員給与費39万2,000円の増、広域交付事業費14万円の増などにより48万8,000円の増、第5項統計調査費において農林業センサス1万3,000円の増、学校基本調査費4,000円の減により9,000円の増となったことによるものです。

第3款民生費2,058万1,000円の増額は、第1項社会福祉費において事業完了により敬老祝金支給事業費223万8,000円の減に対し、介護保険及びサービス事業特別会計繰出金1,059万4,000円の増、国民健康保険事業特別会計繰出金1,021万3,000円の増などにより2,044万8,000円の増、第2項児童福祉費において子育て世帯定住促進事業費72万6,000円の増、児童手当支給事業費151万5,000円の増などに

より914万5,000円の増、第3項災害救助費において事務事業の精査等により避難者支援事業612万円の減、帰還移転支援事業費200万円の減、コミュニティ推進事務諸経費89万2,000円の減により901万2,000円の減となったことによるものです。

第4款衛生費3,231万5,000円の増額は、第1項保健衛生費において事務事業の精査等により環境衛生事業費1,748万3,000円の減、除染対策事業費417万3,000円の減などにより2,173万7,000円の減、第2項清掃費において双葉地方広域市町村圏組合塵芥処理費負担金の増により5,085万2,000円の増、第3項上水道費において双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）の増により320万円の増となったことによるものです。

第5款労働費、第1項労働諸費170万円の減額は、雇用対策事業費170万円の減によるものです。

第6款農林水産事業費1億3,562万5,000円の減額は、第1項農業費において営農再開支援事業費3,152万5,000円の増となる一方で、事務事業精査等により営農再開支援水利施設等保全事業9,150万1,000円の減、農業水利施設等保全事業6,164万円の減、農業復興対策事業費688万6,000円の減、滝川ダム維持管理事業費457万円の減などにより1億3,559万1,000円の減、事務事業精査により第2項林業費が3万3,000円の減、第3項水産業費が1,000円の減となったことによるものです。

第7款商工費、第1項商工費1億235万3,000円の減額は、桜まつり事業が410万7,000円の増となる一方で、事務事業精査により工業団地事業費7,656万3,000円の減、中小企業等支援事業費1,751万9,000円の減、桜保全事業費1,319万9,000円の減となったことなどによるものです。

第8款土木費3,335万8,000円の減額は、第1項土木管理費が事務費の精査により15万円の減、第2項道路橋梁費において光熱水費の増により照明灯管理事業費130万円の増となる一方で、事務事業費の精査等により道路維持管理事業費1,824万9,000円の減、道路橋梁管理費800万円の減、道路新設改良事業費233万円の減により2,727万9,000円の減、第4項都市計画費において公園維持管理費365万円の増に対し、都市計画事業費340万円の増、公共下水道事業特別会計繰出金67万5,000円の減により42万5,000円の減、第5項住宅費において住宅維持補修費500万円の減、住宅管理事務諸経費50万4,000円の減により550万4,000円の減となったことによるものです。

6ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費2,440万4,000円の減額は、双葉地方広域市町村圏組合消防費負担金41万円の増、防犯対策事業費34万2,000円の増となる一方で、防災行政無線経費2,193万9,000円の減、非常備消防一般事務諸経費300万円の減などによるものです。

第10款教育費893万4,000円の減額は、第1項教育総務費において燃料費の増による教育委員会事務局諸経費28万円の増などにより49万2,000円の増、第4項幼稚園費において会計年度任用職員給与費295万円の増などにより313万8,000円の増、第5項社会教育費において会計年度任用職員給与費194万3,000円の増、ホール運営事業費100万円の増、給与費66万円の増などにより258万6,000円の増、第6項保健体育費において社会施設利用者宿泊費補助金の増による生涯スポーツ振興事業費283万7,000円の増などにより271万8,000円の増となったことによるものです。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費は、給与費53万円の増、道路橋梁施設災害復旧事業費100万円の減などにより45万5,000円の減。

第12款公債費、第1項公債費は、利率の変更に伴い、元金1万2,000円の増、利子2万7,000円の減により1万5,000円の減となったものです。

次に、第2表、継続費について説明いたします。7ページを御覧ください。令和6年度から令和7年度までの2か年度で事業を執行するため、第7款商工費、第1項商工費、事業名、いわき四倉中核工業団地仮施設解体事業、継続費の総額1億302万9,000円、年度及び年割額は、令和6年度471万9,000円、令和7年度9,831万円として継続費を設定するものです。

次に、第3表、繰越明許費について説明いたします。8ページを御覧ください。翌年度に繰り越して経費を支出するため、第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業、限度額1億5,600万円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、工業団地事業、限度額5億5,843万7,000円の2件について繰越明許費を設定するものです。

次に、第4表、債務負担行為補正について説明いたします。9ページから10ページを御覧ください。令和7年度の年度開始前に委託契約を締結するなどのため、事項、富岡町役場庁舎機械警備業務、期間、令和7年度、限度額200万円ほか23件について記載のとおり債務負担行為を追加設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 45ページ、3款民生費、2項児童福祉費の中の008、子育て世帯定住促進事業費726万円の増額なのですが、これは当初見込みよりも定住者が多かったとか、そういう条件のいいことがあったのかどうか教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長補佐。

○福祉課課長補佐（坂本功一君） ありがとうございます。ご質問にお答えいたします。

こちらでございますが、当初予算においては15世帯分を見込んでおりました。その後、原因については確実なところは分からない部分はございますが、申請が当初見込みよりも8世帯及びあと児童数が増えたことにより当初見込みよりも増額になったことから、今回補正を計上したものです。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 46ページ、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 48ページ、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 53ページで農地費の007、農業水利施設等保全事業6,164万円の減額なのですが、予定していた工事が取りやめになったとか、変更があったのかどうか、その辺教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど議員がおっしゃられたとおり、こちらの工事の部分で用地関係の交渉が未了、それから県道関係の協議が調っていないという部分、それから不調になった部分があって、全工事4工事が次年度に回すという形をさせていただき、この減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 57ページの桜まつり事業の中で結構減があるのですが、今回にぎわいはあったと思うのですけれども、その減になった、謝礼金、普通旅費並びに駐車場の借り賃、その内容的に分かれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 桜まつり事業における減の理由でございますが、今般実行委員会等が開催している謝礼、普通旅費等はその開催が終了したと、あと年1回分だけ残しておりますが、その分の減となっております。加えて駐車場の賃借料でございますが、桜まつり事業においては民間の民有地をお借りしている部分がありますけれども、草刈りをやることによって、こちら無償で構わないという形で交渉させていただいた結果、このような形の減となったものでございます。当初見込みから面積がその分だけ減ったということで減となったものでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 社会教育施設利用者宿泊費補助金、増額補正されているのですが、結構なことだと思うのですが、補助金の単価で割れば大体の利用者数、増えた数というのは推察できるのですが、その辺の詳細と増えた大きな理由、何か大きなイベントとかあったのか、その辺ご説明願います。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

今回宿泊者の補助金につきましては、当初、前年度実績によりまして200万円ほど計上させていただいておりました。今回補正をさせていただいておりますが、増加の理由としましては、まず4月初めに、ふたば未来学園を中心にして世界プロジェクトというバドミントンの国際大会が開催されております。そこでかなりの国内の中学生の宿泊が増えております。また、あと体育館が使用できるようになりましたので、屋内での合宿、高校生、大学生の合宿が増えているところもあります。そういうところで、今年は現在の執行状況で438万円ということで9月にも補正をさせていただいており、執行しております。今後3月までの見込みを考えまして、今回の増額補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） うれしい悲鳴といたしますか、大いに結構だと思しますので、今後も利用者増を望むところなのですが、今般の交通費や諸事情、諸物価の高騰等で補助金、個人に対する補助金1人当たりの単価を増やすとか、上げるとか、そういう考えは今後お持ちなのでしょうか、その辺もう一度お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 今回、今年ですが、団体数としては今50団体からの申請で先ほど申

上げました438万円を支出しております。宿泊費の補助金ですが、実際に団体の方がどのぐらい宿泊費を払ったかというところを見ますと、現在宿泊費トータルが約1,800万円ということで、約4分の1を町の補助金でカバーしているというようなこととなります。現在物価上昇とか、いろいろありますが、現在のところは1泊1名2,000円というところは変更しないでやっていきたいと考えております。また、今後の物価上昇などを考えて内部でも調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。今後とも関係人口、交流人口の増加に努めていただきたいと思っております。

答弁は結構です。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 74ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 76、77ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 82、83ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 先ほど総務課長補佐の説明の中で町税関係の未納ということで、町税も何種

類かあると思うのだけれども、その中で移住者の人らの未納、幾らぐらいあるのかなのか、あとは震災前の町民の分と分けてお示してください。

それと、基金、全基金、14あるのだが、18あるのだから分からないけれども、関係する課で自分のところのせめて令和5年度のやつをお示してください。幾らあったやつ、幾らに減ってきたのだから、増えてきたのだから、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 税務課長。

○税務課長（大館衆司君） 先ほどの移住者の方、あるいは震災前から住んでいる方の未納分ということだったと思いますが、こういった形で未納分を分別しているとか、集計しているところではないので、現時点ではそういった数字はございませんというところでお答えになってしまうのですが、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 私から基金で所管である産業振興課で持っている基金残高を説明させていただきます。

大変申し訳ありませんが、まだ流動的でございますので、令和5年度末時点での残額を申し上げます。まず、肉用雌牛貸付基金でございますが、昨年度末においては1,636万円、それから産業振興貸付基金、こちらが2,673万円、さくら基金251万円、再エネ復興まちづくり基金4億876万円で、この4本でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 総務課の令和5年度末の基金残高について申し上げます。

財政調整基金77億4,160万9,000円、町勢振興基金78億9,834万4,000円、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金36億2,182万8,000円となっております。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 企画課管理といたしましては、公共用施設の整備のための公共用施設整備基金というもので5年度末残高8億3,500万円、公共施設の改修、修繕のための公共施設維持基金というもので同じく5年度末残高が6,730万円、学びの森やアーカイブ施設等の人件費を含みます公共用施設の維持管理のための公共用施設維持運営基金というもので14億840万円、基金残高持っております。

なお、6年度、今年度の現時点での処分計画ですが、上から参ります。公共用施設整備基金というもので約3,000万円、公共用施設維持基金で2,798万円、公共用施設維持運営基金で約1億4,000万円ほど処分する計画を立ててございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 生涯学習課におきましては、文化スポーツ振興基金ということで、まず3月末現在の残高として約2億円となっております。毎年大ホールでのイベント、あとは図書館の図書購入費ということで、あと一般事務費もありますが、約1,600万円ほど当初予算に計上して繰入れを行っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 福祉課長補佐。

○福祉課課長補佐（坂本功一君） 福祉課所管の基金についてお答えいたします。

介護保険特別会計で介護給付費準備基金積立金でございます。こちら令和6年7月時点の残高で4億1,194万2,282円となっております。内容としましては、給付費の支払準備金、介護保険料改定時の激変緩和措置のための基金として積み立ててございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 健康づくり課所管の基金ということで、国民健康保険事業の特別会計に伴う国民健康保険給付費支払準備基金というのがございます。こちらの令和5年度末における残高は9億8,046万円となっております。こちらにつきましては、国民健康保険の今後保険料、こういったものが統一化されるというときのために、町として基金を備えているということで、そこから激変緩和に備えるような形で基金を積み立てているというところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 教育総務課所管の基金につきましてご説明させていただきます。

奨学基金の貸付貸与のための基金でございますが、令和6年3月末時点で4億2,300万円ほどの基金の残高がございます。また、双葉地区教育構想の支援基金ということで2,600万円ほどの基金残高がございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） ほか、特に基金持っていてまだご説明されていないところないですか。大丈夫ですか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） ここに一例のやつがあるのですが、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金（基金造成平成25年度）のやつ、これと同じく今答弁した以外は基金持っていないでしょうか、こういうふうにして提出してください。それと、5年度末の残高よりも、当初何ぼあって何ぼ使ったのだけが一番知りたいの。それで、できれば令和元年度から、今後の富岡町の工程表、どの部分が令和7年度でショートするのか、一応昨日あたりだか、5年後に5億円足りなくなる、令和21年

度で10億円足りなくなるというのは聞いていますので、それに値するのかなど、これ分かっていないと、議会には一般財源という言葉だけで、どの基金崩して何ぼ残っているのか全然分からないけど、上がってきた、今予定しているリフレなんか12億円からまりのやつが24億円も跳ね上がって、国県補助幾らもらって、町、どの基金取り崩して残高が幾らになるのか、全然議会は分からない、何の説明もないから、ここら辺、一般財源、一般財源で。湯水に湧いている一般財源なら、ああ、そうかと言って質問もしないのですけれども、これでは、せめて私も議員の端くれですので、町民に申し訳ありませんので、その点早急に出してもらいたいのですけれども、お諮りください。

○議長（堀本典明君） これは宮川副町長ですかね、ご答弁いただければと思うのですが。

宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご質問ありがとうございます。

各種基金、もちろん限りあるものでございますし、またそういった残高の管理、また使用見通し、そういったところをしっかりと踏まえて予算措置をしていくということが原則でございます。また、中長期を見据えて財政計画にのっとった形の予算というところも必要でございます。今、議員からいただきました各種基金のもとと幾ら、基金の造成時期にもよりますが、あるものについては令和元年度からというところでの使った額、5年度末での残高という形になると思いますが、そちらについては至急まとめさせていただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 総務課、財政の安藤係長も出席しているみたいだから、今言った質問したやつは分かるでしょうから、もし関係する課でちんぷんかんぷんの人がいるのだったら教えて、私から突っ返されるような書類上げてこないようにしてください。これは、全議員に配付してください。

終わります。

○議長（堀本典明君） 今ほど議員からご指摘あった部分、しっかりまとめてなるべく早く、スピーディーに全議員に配付できるようにご準備方よろしくお願いいたします。

そのほか総括で質問承りますが、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第69号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国庫支出金の交付額決定や繰入金等の額確定などによりまして歳入歳出それぞれ920万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,621万1,000円とするものであります。

87ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款第1項国民健康保険税90万5,000円の減額は、収入実績や収入見込額の精査によるものであります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金4,175万円の減額は、災害臨時特例補助金及び東日本大震災特定健診国庫補助金の交付額決定によるものであります。

第4款県支出金、第1項県補助金4,164万7,000円の増額は、災害臨時特例補助金交付決定額の減額分を特別調整交付金として受けるものであります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金1,021万3,000円の増額は、一般会計繰入金の額確定により保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）449万8,000円を、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）237万4,000円を、職員給与費等繰入金37万円を、財政安定化支援事業繰入金297万1,000円をそれぞれ増額することによるものであります。

以上のことにより歳入合計920万5,000円の増額補正となります。

88ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費37万円の増額は、第1項総務管理費において時間外勤務手当を増額することによるものであります。

第2款保険給付費9,003万7,000円の増額は、第1項療養諸費において療養給付費の増額見込みにより8,592万5,000円を、第2項高額療養費において新規転入者や限度額適用被保険者の増により411万2,000円をそれぞれ増額することによるものであります。

第3款国民健康保険事業費納付金2,138万円の減額は、納付額確定により第1項医療給付分において1,439万円を、第2項後期高齢者支援金等分において415万8,000円を、第3項介護納付金分において283万2,000円をそれぞれ減額することによるものであります。

第4款保健事業費61万4,000円の減額は、第2項特定健康診査等事業費において会場等借上料の減

によるものであります。

第5款第1項基金積立金55万1,000円の増額は、支払準備基金積立金利子積立金の増によるものであります。

第7款第1項予備費において会計内調整のため、5,975万9,000円を減額するものであります。

以上のことにより歳出合計920万5,000円の増額補正となり、補正後の歳入歳出予算の総額を23億6,621万1,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。92ページをお開きいただきたいと思ひます。92、93ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 94、95ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出の部に入ります。96、97ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 98、99ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 100、101ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 102、103ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 104、105ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第70号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,012万円とするものであります。

109ページを御覧ください。初めに、歳入予算の補正についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金において、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により67万5,000円の減額補正を行うものであります。

次に、110ページを御覧ください。歳出予算の補正についてご説明いたします。まず、第1款事業費、第1項下水道事業費の公共下水道維持費において、確定申告による公共下水道消費税67万1,000円の減、次に第2款公債費、第1項公債費の率変更に伴う長期元金償還金と長期利子償還金合わせて4,000円の減額により、歳出合計67万5,000円の減額補正を行うものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。114ページから119ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第71号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,038万7,000円とするものであります。

123ページを御覧ください。歳入予算の補正についてご説明いたします。第3款繰入金、第1項繰入金において一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により3万5,000円減額補正を行うものであります。

次に、124ページを御覧ください。歳出予算の補正についてご説明いたします。第2款公債費、第1項公債費の利率変更に伴う長期元金償還金と長期利子償還金合わせて歳出合計3万5,000円の減額補正を行うものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。128ページから133ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長補佐より求めます。

福祉課長補佐。

○福祉課課長補佐（坂本功一君） 議案第72号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、主に本年度の介護給付事業の精査による給付費の増額及び昨年度の介護認定審査会における審査件数増による運営負担金の増額などにより歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,432万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億5,064万7,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。137ページを御覧ください。第3款国庫支出金では、給付費の増により第1項国庫負担金において介護給付費負担金で1,692万8,000円を増額、第2項国庫補助金において調整交付金で2,733万4,000円、災害臨時特例補助金で577万3,000円をそれぞれ増額し、合わせて3,310万7,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金も同様で、給付費増により第1項支払基金交付金において介護給付費交付金で2,285万3,000円を増額するものです。

第5款県支出金も同様で、給付費増により第1項県負担金において介護給付費負担金で1,057万9,000円を増額するものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入では、介護給付費準備基金積立金預金利子で25万8,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、給付費の増により一般会計繰入金で1,059万4,000円を増額するものです。

第9款諸収入、第1項雑入においては、要介護認定事務手数料7,000円を増額するものです。

以上のことから歳入において9,432万6,000円増額し、歳入予算総額を17億5,064万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。138ページを御覧ください。第1款総務費の186万4,000円の増額は、第1項総務管理費において介護保険福祉マップ作成に係る印刷製本費で27万2,000円、第4項介護認定審査会費において審査件数増による運営負担金159万2,000円をそれぞれ増額したことによるものです。

第2款保険給付費の9,406万1,000円の増額は、第1項介護サービス等諸費において居宅介護に係るサービス給付、サービス計画給付及び特例サービス給付費で8,507万7,000円、第2項介護予防サービス等諸費において介護予防に係るサービス給付及びサービス計画給付費で881万3,000円、第3項その他の諸費において国保連合会審査支払い手数料17万1,000円をそれぞれ増額したことによるものです。

第4款基金積立金の159万9,000円の増額は、第1項基金積立金において利子積立金を23万2,000円増額する一方、歳入歳出調整により積立金を183万1,000円減額することによるものです。

以上のことから歳出において9,432万6,000円増額し、歳出予算総額を17億5,064万7,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。142ページから151ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者保険料の増額などにより歳入歳出それぞれ192万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,468万4,000円とするものであります。

155ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料192万9,000円の増額は、普通徴収保険料において164万8,000円を、特別徴収保険料において28万1,000円をそれぞれ増額することによるものであります。これにより歳入合計192万9,000円の増額補正となります。

156ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金192万9,000円の増額は、後期高齢者保険料の増によるものであります。これにより歳出合計192万9,000円の増額補正となり、補正後の歳入歳出予算の総額を6,468万4,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。160ページから163ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（堀本典明君） 次に、町長より緊急を要する事件として、議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外7件の関連議案が追加提出されました。

この件につきましては、12月18日に議会運営委員会を開催していただき、同議案を含め関連議案を日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長（堀本典明君） ここで、追加議案の提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします案件は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告を踏まえた条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件、条例の一部改正に基づく一般会計及び特別会計補正予算案件5件の計8件でございます。

本案件に関しましては、国の改正給与法案の可決、成立を待って対応することを基本としつつ、地域の実情を踏まえ、適切に判断するよう総務省から通知があり、人事委員会を置いていない本町においては、参考とする福島県の対応を基本に関係議案及び補正予算の作成を進め、昨日福島県における関係条例等の可決成立を確認したことから、追加で議案を提出するものであります。

詳細については議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○日程の追加

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

本議案を含め外7件の関連議案を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例について外7件の関連議案について追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

10時35分まで休議いたします。

休 議 (午前10時23分)

再 開 (午前10時33分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、追加日程第1、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明

○議長（堀本典明君） 次に、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）から、議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に鑑み、町議会議員、町長等の特別職の期末手当並びに職員の給料、通勤手当及び期末勤勉手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するとともに給与等の引上げにより必要となる費用を補正予算として計上するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長補佐より求めます。

新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例案は、令和6年10月2日の福島県人事委員会勧告において官公庁と民間の特別給の支給状況に格差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するもので、民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正内容に鑑み、期末手当支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

議案第74号別紙資料、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）、1ページを御覧ください。第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の157.5」を「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改めるものです。

新旧対照表（第2条関係）、2ページを御覧ください。第5条第2項各号列記以外の部分中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和7年4月1日からの施行とするものです。

また、この条例による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長補佐より求めます。

新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例案は、令和6年10月2日の福島県人事委員会勧告において官公庁と民間の特別給の支給状況に格差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町長等の特別職の期末手当の支給割合を改正するもので、民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正内容に鑑み、期末手当支給月数を0.1月分引き上げ、令和7年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

議案第75号別紙資料、町長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表により説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、3ページを御覧ください。第3条第2項後段中「100分の157.5」を「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改めるものです。

新旧対照表（第2条関係）、4ページを御覧ください。第3条第2項後段中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和7年4月1日からの施行とするものです。

また、この条例による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長補佐より求めます。

新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例案は、令和6年10月2日の福島県人事委員会勧告を受け、公民較差に基づく民間給与の支給状況及び支給割合との均衡を図るため、給料月額及び期末勤勉手当の支給割合を改正するものです。

主な改正内容としては、民間給与との格差2.80%を埋めるため、若年層に重点を置きつつ全ての号給の給料月額を引き上げるものです。また、民間の支給状況を踏まえ、期末勤勉手当支給月数を0.13月分引き上げ、再任用職員については期末勤勉手当支給月数を0.05月分引き上げ、令和7年度以降の期末勤勉手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

議案第76号別紙資料、職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）、5ページから6ページを御覧ください。第12条第2項第2号中、「67,900円」を「70,600円」に改めるものです。

第21条第2項各号列記以外の部分中、「100分の123.5」を「6月に支給する場合には100分の123.5、12月に支給する場合には100分の126.5」に改め、同条第3項中「100分の123.5」を「6月に支給する場合には100分の123.5、12月に支給する場合には100分の126.5」に、「100分の68.75」を「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」に改めるものです。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の110」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分

の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改めるものです。

6 ページから13ページを御覧ください。別表第1（第3条関係）、行政職給料表を記載のとおり改正するものです。

新旧対照表（第2条関係）、14ページから15ページを御覧ください。第21条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の123.5、12月に支給する場合には100分の126.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の123.5、12月に支給する場合には100分の126.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を「100分の70」に改めるものです。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改めるものです。

なお、本条例の附則、第1条として施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和7年4月1日からの施行とするものです。また、この条例の第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合及び会計年度任用職員の給与等に関する条例において準用する場合には、令和6年4月1日に遡及して適用するものです。

附則第2条として、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすもので、附則第3条は規則への委任規定です。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） すみません、1点教えていただきたいのですけれども、通勤状態、今の職員の通勤の状態を何点か教えていただきたいのですけれども、遠い方でどこから毎日勤務されている方がいらっしゃるのかということ、町外から勤務されている方が職員何名に対して何人いらっしゃるのか。あと、帰町されて住んでいる職員は何人いらっしゃるのか。あと、本人だけ町内に普段住んでいて週末はお帰りになるという職員はどのぐらいいらっしゃるのかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） ただいまのご質問について全てすぐには答えられない状況ですので、後ほどまとめましてお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（堀本典明君） それで大丈夫ですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号から議案第81号までの審議に入りますが、お諮りいたします。議案第77号から議案第81号までの議案については関連がありますので、朗読及び内容の説明については一括で行い、質疑、採決については議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）、議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての朗読を総務課長補佐より求めます。

大和田総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長補佐より求めます。

新田総務課長補佐。

○総務課課長補佐兼管財係長（新田善之君） 議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

なお、議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、本件と同様の予算補正理由でありますので、併せて説明させていただきます。

初めに、議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。予算書1ページを御覧ください。今回の予算補正は、福島県人事委員会勧告を受けて行う議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例並びに職員の給与

に関する条例の改正によりそれぞれ対応すべき給与等の補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ5,201万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億2,498万3,000円とするものです。

3ページ、歳入歳出予算補正を御覧ください。初めに、歳入について申し上げます。第18款繰入金、第2項基金繰入金5,201万6,000円の増額は、歳入歳出予算の調整により財政調整基金から繰り入れるものです。

次に、歳出について申し上げます。4ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費52万7,000円の増額は、議会議員期末手当や事務局職員給与費を補正することによるものです。

第2款総務費1,776万1,000円の増額は、特別職期末手当や職員給与費、また会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項総務管理費において1,425万8,000円の増、第2項徴税費において187万6,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費において119万円の増、第5項統計調査費において43万7,000円の増となっております。

第3款民生費940万6,000円の増額も職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項社会福祉費において763万2,000円の増、第3項災害救助費において177万4,000円の増となっております。

以下、いずれの予算区分におきましても、職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正することによるものでありますので、款項の区分、補正額を読み上げることにより説明とさせていただきます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費334万4,000円の増額。第6款農林水産業費、第1項農業費315万5,000円の増額。第7款商工費、第1項商工費193万1,000円の増額。第8款土木費、第4項都市計画費48万1,000円の増額。第9款消防費、第1項消防費3万2,000円の増額。第10款教育費1,337万5,000円の増額。内訳は、第1項教育総務費472万3,000円の増、第4項幼稚園費450万1,000円の増、第5項社会教育費415万1,000円の増であります。第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費200万4,000円の増額。これらにより歳入歳出とも5,201万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ150億2,498万3,000円とするものです。

次に、議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。予算書35ページを御覧ください。今回の予算補正においては歳入歳出それぞれ115万7,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ23億6,736万8,000円とするものです。

37ページ、38ページを御覧ください。歳入補正においては、第6款繰入金、第1項他会計繰入金115万7,000円を増額し、歳出補正においては、第1款総務費、第1項総務管理費115万7,000円を増額するものです。

次に、議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。予算書51ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ4億4,060万1,000円とするものです。

53ページ、54ページを御覧ください。歳入補正においては、第4款繰入金、第1項繰入金48万1,000円を増額し、歳出補正においては、第1款事業費、第1項下水道事業費48万1,000円を増額するものです。

次に、議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。予算書67ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ213万1,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ17億5,277万8,000円とするものです。

69ページ、70ページを御覧ください。歳入補正においては、第7款繰入金、第1項他会計繰入金213万1,000円を増額し、歳出補正においては、第1款総務費、第1項総務管理費213万1,000円を増額するものです。

次に、議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。予算書83ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ1,114万2,000円とするものです。

85ページ、86ページを御覧ください。歳入補正においては、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金59万3,000円を増額し、歳出補正においては、第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業費59万3,000円を増額するものです。

議案第77号から議案第81号の説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

初めに、議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きください。10ページ、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出の部に入ります。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 財源なのですから、一般財源で対応となっているのだけれども、人事院勧告、国からのやつですので、このお金というのは一般財源から拠出した後に同額、国、ないし迂回で県から戻ってくるお金なのですか。

○議長（堀本典明君） 財政係長。

○総務課副主幹兼財政係長（安藤 崇君） 申し上げます。

今回の人事院勧告に伴います人件費の増額分につきましては、まず町予算においては財政調整基金からの繰入れとなります。こちらの財源でございますが、こちらは過日可決されました国の補正予算の中で地方に対する地方交付税の予算の中からその額が各地方に交付されるというものになっておりまして、ただ今回の金額同等のものではなく、こちらに相当する額を今後の交付税の中に算定されて年度内中の交付ということで見込んでおります。

説明は以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 大体の話でも困るでしょうけれども、出たものに対して何%まで戻ってくる、

今までの事例でいえば。それと併せて、議案第74号から81号まで関係してくるのだけれども、78、79、80、81の財源はその他になっているのだな、全部。その他の財源、長く議員やっているのですけれども、忘れたもので、教えてもらえば。

○議長（堀本典明君） 財政係長。

○総務課副主幹兼財政係長（安藤 崇君） 申し上げます。

今ほどご質問にございました交付率でございますが、まだ具体的な算定率につきましては国から示されておりません。これまでの経過につきましては、一度確認させていただきたく存じますので、後ほど整理整いましたらば報告させていただければと思っております。また、特別会計におけるその他というところの繰入金に関しましては、こちら一般会計から特別会計へ繰り出すお金で特別会計内での人件費を賄っているというようなお金の流れでございまして、ですので、お金の元は一般財源からの拠出ということで整理しております。

説明は以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 令和6年度富岡町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件につきましては項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。42ページから49ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。58ページから65ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。74ページから82ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。90ページから95ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、

最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時40分まで休議いたします。

休 議 (午前11時24分)

再 開 (午前11時34分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、12月18日に開催していただいた議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第42号、令和6年12月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。(1)12月定例会の追加議案について、(2)その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和6年12月18日午後1時45分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、総務課長補佐、総務係長、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。(1)12月定例会の追加議案について総務課長補佐より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。(2)その他。

以上です。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第43号、令和6年12月19日、富岡町議会議長、

堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月19日午前11時25分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員であります。欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(堀本典明君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長(渡辺正道君)登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長(渡辺正道君) 報告第44号、令和6年12月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月19日午前11時25分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(堀本典明君) お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第45号、令和6年12月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、12月19日午前11時26分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第46号、令和6年12月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月19日午前11時27分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員であります。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第47号、令和6年12月19日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月19日午前11時30分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任したく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により議長に委任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第6回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時49分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 高 野 匠 美

議 員 宇 佐 神 幸 一